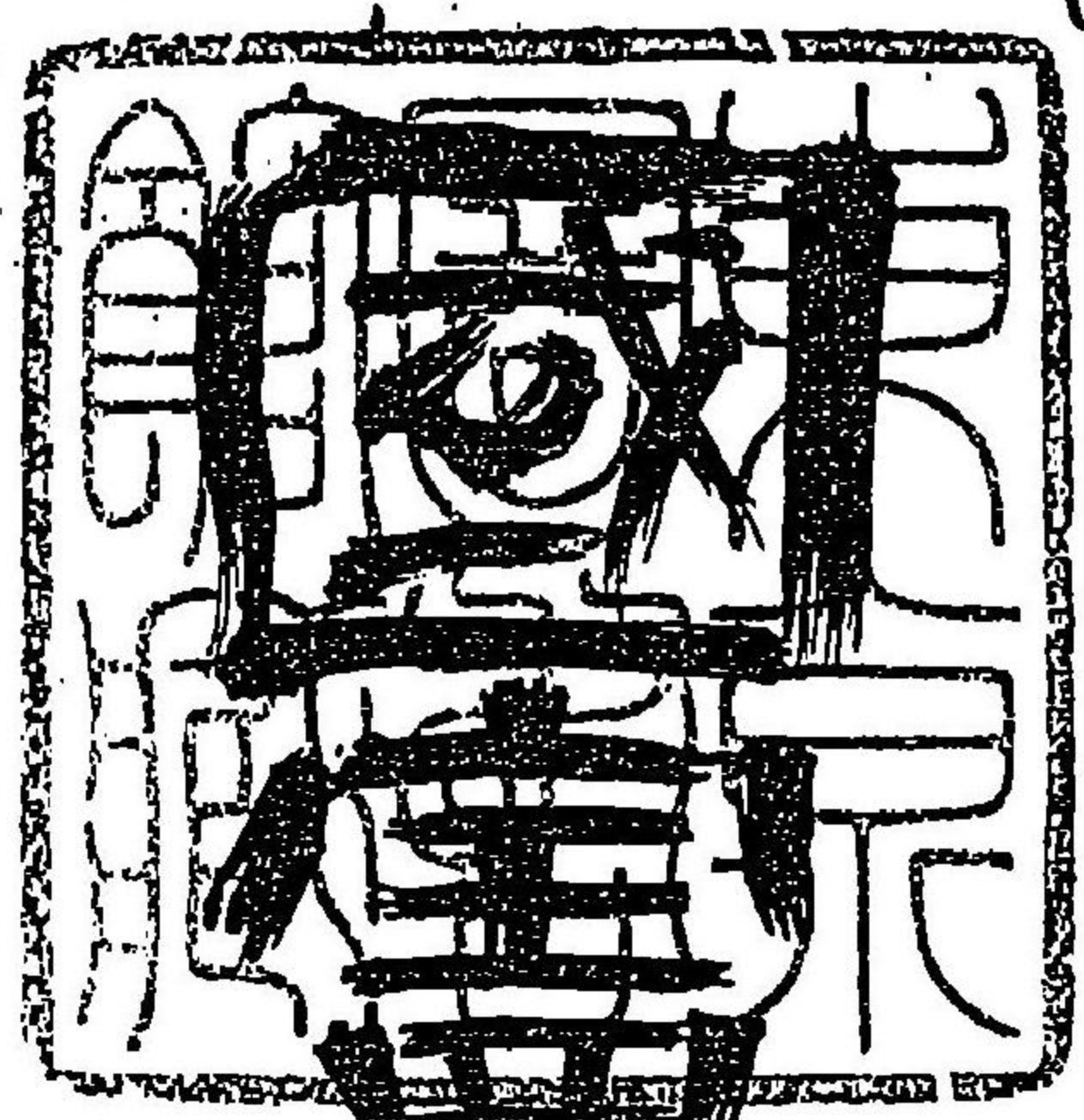


No 15250

久松義典著



國權  
正  
細  
糸  
今  
了  
義  
義



富山 中田書房發行



### 國憲綱領序

今茲七月予富山に客遊し日富山日報の事務を幹理し兼て各地政友と相往來す其の朝夕談論する所のものは自治分權の説に非れば國憲綱領の問題なり蓋し中央集權の勢漸く變じて議院政治の制爰に起らんとするに當りてや都府と地方との形勢たる復た昔日の比に非ざる治、町村より起りて議員選舉區より出で地方の國家に於けるは猶ほ根抵の樹木に於ける元素の太氣に於けるが如し國家の大も政府の富も本と是れ一に地方より成れりと雖も顧みて昔日の地方を察すれば其の微弱にして寥落たりしことは果して如何ぞや然るに今や氣運の變



遷は幾んど都鄙の地位を同一に―都鄙の輕重を平均に  
し將に以て地方の自主自立を許さんとす豈之を本邦未  
曾有の大變態と謂はざる可ん耶變に處するは志士の務  
なり務を知るは經世の要なり地方の志士若し變に處し  
務を知らんと欲せば宜く先づ自治の本義に通じて國憲  
の綱領を明ふすべし自治の本義は世上自ら其の書あり  
國憲の綱領を説述するものに至りては其類甚だ少なき  
のみならず地方に於て尤も然りとす是に於て予は客遊  
の間談一たび此種の問題に至れば可及的詳説して其の  
蘊底を尽さんことを勉めたり而ふして地方政友の時事  
に熱心なる經世に篤志なる殊に近時の現狀を察して大

に自任自重の念を生ぜしや一場口頭の談論は以て能く  
其の意を満たすに足らざる因て予は先づ曾て講究せし條  
項に就きて國憲上の大主義を説明し之と本邦現時の狀  
態に應用して鄙見の在る所を演説し日報社員小松八郎  
氏に囑して筆記の勞を執らしめ卷成るに及びて中田書  
店の印行發兌を諾したり但憾む天涯の一羈客筆飛び墨  
舞ふの餘暇僅に能く此の稿を脱したれば説きて詳なら  
ざる論じて尽さざる所あるべし看者幸に之を諒せよ

明治廿一年十二月

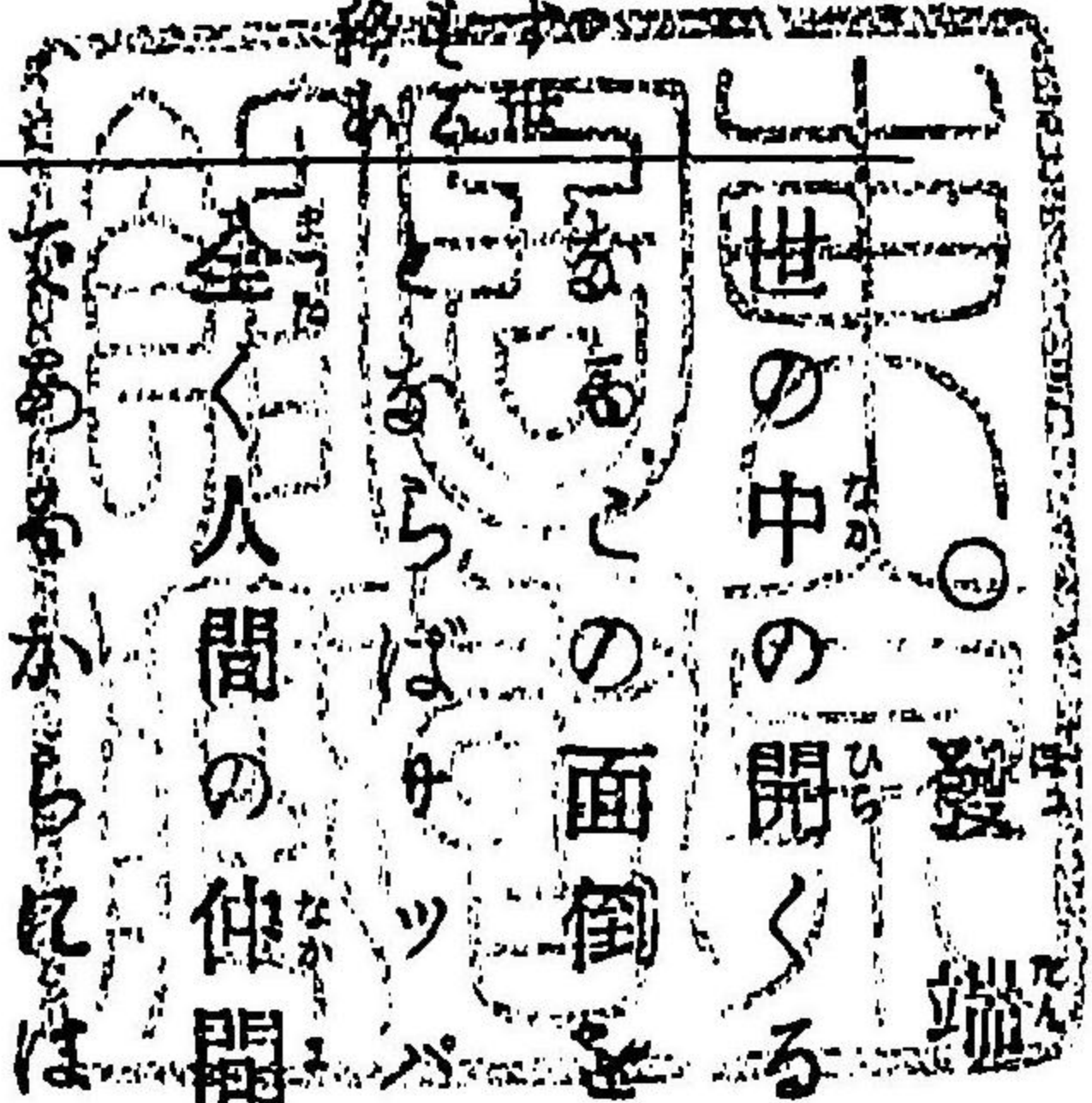
狷堂居士誌



國憲綱領述義前篇

狷堂居士久松義典著

必應義  
人  
の  
に



世の中の開くるに隨ひて人間の仕事はいよく面倒に厭やがりて成る丈け近寄らぬ様にせんとならばサツパリ世の中を見捨てて奥山へでも這入り全く人間の仲間外れをするより外なし、現在人間の仲間をあらはは是非ともこの面倒を見ねばならぬ筈なりたとへば一族の内輪ほど打ちとけて氣樂なものは無く毎日三度ノ食事より朝夕の用事向など皆仕慣れ仕來りてこの事はケ様にする筈あのこと事はくかくに致す



べしと言はせ語らぬの間合點してみなく其の積り  
 几打ち働くもの随分時によりては思ひ違ひ又は仕損  
 なひのありて之が爲めに家内の差し縫れを生むること  
 かるものかり親子夫婦最と仲よき家族の間にてさへ  
 この通りの次第あればまいて他人と他人と寄り合ひ互  
 一。大身代を持ちこらへんとする場合ニ當り。百事皆仕慣  
 れ。仕來りの儘に打ち任かせ一。言はせ語らぬの間。濟  
 ま。せ。置。か。ん。ど。は。ナ。ン。ト。無。思。慮。無。分。別。の。こ。と。な。ら。ぬ。や  
 全体日本の人は表向きの御辭儀や御挨拶がよすぎて餘  
 り遠慮が過ぎると云へたいが其の實遠慮と云ふ字面の  
 本筋から申すと遠慮でも何でもないこととある之と裏

西洋人の條理の上  
に運動す

はらで西洋の人々は固より御辭儀も御挨拶も最と丁寧  
 かるをよくとすれども日本人の様につまらぬ遠慮をせ  
 ね方なり是れハ元來西洋の人がラツシヨナリズム(條理)  
 と云へる筋合を土臺として何事も定規よりて筋目を  
 たゞし丁度物事を箱に詰めたる様に一から十までギツ  
 シリ廉目をつけ少くも餘分な手數や無益の骨折をせぬ  
 様お心掛けたるに日本乃人達ハ之と反對で永らくモ一  
 ラリズム(道德)と云へる教の中をたてられ百事何でも  
 遠慮勝ち又ハ扣へ目にして譲り合ふとが善き事とな  
 り居るが故にイヤ御互の間柄あればおの位の事は如何  
 様でもよろしく御座る約束計りが堅くとも腹の中がす

日本人の  
道德乃間  
に踰越す



見らねば何事も無益なりなど云へる風習は久しく行  
 へれより近頃ある諸事乃契約金銭の貸借上あどにも  
 証文の事を喧ましく云ふ様よなごたれど右の言ひを  
 語らぬの中に物事を据へ置くと云ふ風習を矢張諸人の  
 頭腦に残りたりと思へれたり  
 故に若く箇様な風習よりして西洋人の筋目を立て廉目  
 と附ける性質を眺めたらんよ何か薄情の様にもあり  
 又も殺風景の様にも見ゆからんうなれどもましく實  
 地の上から考へたる時には決して左る譯合に非ず右の  
 性質に詰まる所思慮の深く分別の附きさるものあるを  
 とと悟るべし之を小にして銘々の上から云はんに若し

五圓拾圓の金銭貸借上に於て例の御互の事から約束  
 も証文も不用ありと云ひつゝ其受け渡しを爲さる上  
 て借りと當人がみなく正直を善人かれればよけれども  
 悪人の多き世の中に於て不幸にも返済を違約する事  
 ありとせんに彼の言ひを語らぬの間に取扱ひさる貸借  
 の裁判所に訴ふるも取上げられぬ是に於て貸主へ最  
 初の厚誼に引き替へて據なく不親切不人情ある掛合よ  
 及ばねばあらぬ恩が響となりて案外千万の結果となる  
 此とは世上に有り勝ち話からぬや右等の例を其は一  
 端よして之を大よすれれば彼の組合を設け會社を立てん  
 とする人々が若し最初よて定款もなく規約もあくして



商賣工業等を始めたらんには其の結果ハ如何なるべきぞ一個人一社會の間ニ於てすら尙ほ斯の如く今若し君民の間治者被治者の關係に於て根本の規律總躰の契約とも稱すべき國憲あるものなからば世運民智の日々發達せる世の中ニ處して國家人民は如何なる有様となるべきあら是れ國憲の制定せざる可からざる譯柄にて我々か此の小冊子を編述せんと企てざるの懲意なきとす

扱本邦の國憲は愈々至尊陛下の欽定と取極まりたる以上ハ我々臣民たるもの、毫もふれに對して喙を容る可きにあらざるハ勿論、本年の初ニ當りて樞密院と云へる

新官衙の起て顧問官と云へる役人の顔揃にて以來頻りに國憲取調の事に取掛り陛下の御下問ニ應じて愈々立派な條目を制定さるゝとの由なれば我々の出來上りたる日本帝國の國憲を拜讀して一意に之を遵奉すればよしとを申すもの、元來國憲の條目なるものハ先づ大躰の上ニ於てハ左まで大異同のなきものとす共和政治と立君政府との間に多少條目の相違とあるもの、同一政躰の國に於ては先づ大相違ハなくと云ふも差支なかるべし尤も本邦乃如きは至尊陛下乃御身上ニ關する法制あどに於て外國にも前例なき程の一種特別なる掟の入用の場合もあらんかあれども他の事ニ於ては格別の



大差異なしと云ふも不可なるふとあからん  
 左れば今も我々が研究し取掛らんとする廉々へ日本に  
 實施すへき國憲の條目よへあらねども多分我が國憲中  
 にも加はるべしと想像せらるゝ普通の綱領なるとす、  
 の綱領へ國憲中の精神とも骨子とも稱すへきものかれ  
 ば實際に於ては多少の損益斟酌ありあれ詰まり缺く可  
 らざる大切の廉々を考へんとす若し今の中によく之を研究  
 して前以て之を心得置きとらんよは近き中よ出來上る  
 べき新國憲を一讀するは際よ於て餘程都合のよき事あ  
 らんと思はるゝなり譬へ先づ相摸の番附を見て置きた  
 る上にて幕内幕下れ次第を呑み込み居り又へ前以て芝

普通の綱領

居の筋書を讀み置きとられく役者の得手不得手を知  
 りたる後、うゑで實地の見物と出掛け篤と土俵取組の勝  
 負と舞臺所作事の腕前とを一覽しとらんには其の氣分  
 の張り込と面白味の多きとは他は始めて之を見物  
 せ志もこれ比較して何程れ相違あるか知る可らず、同く  
 木戸錢と座料とを拂ひて見物する身であり乍ら其の快  
 樂の度よ至りてへ大に損得あるかと勿論あるべし  
 相摸芝居の見物なれば本と一時の鬱散に出でとるも乃  
 なれへ見物上の面白味に何程の相違あらんも左まで關  
 係のなき話からんも國憲の事に至りては決して然らず  
 上へ恐れ多くも至尊陛下御身上の事より下は我々の身



分<sub>レ</sub>關<sub>ス</sub>る事に至り、遠くハ外國交際<sub>ノ</sub>取極方より近く  
ハ我<sub>ト</sub>カ汗水<sub>ヲ</sub>たらして儲け得たる其の中より政府に上  
納すへき租税<sub>ノ</sub>取立て方<sub>ヲ</sub>至るまで一切<sub>ノ</sub>万端<sub>ノ</sub>關係<sub>ヲ</sub>せぬ  
と云ふ<sub>ハ</sub>となき無比無類<sub>ノ</sub>大法典<sub>ニ</sub>あれば前<sub>ニ</sub>以て之<sub>ヲ</sub>綱  
領<sub>ノ</sub>本義<sub>ヲ</sub>調へ置くと否<sub>ト</sub>の損得<sub>ハ</sub>決して木戸<sub>ノ</sub>錢座料  
の損得<sub>ノ</sub>比<sub>ハ</sub>非ざるなり因て我<sub>ト</sub>ハ今より一意<sub>ニ</sub>右綱  
領<sub>ノ</sub>本義<sub>ヲ</sub>研究<sub>シ</sub>近き中<sub>ニ</sub>欽定<sub>ノ</sub>新國憲<sub>ヲ</sub>捧讀<sub>ス</sub>る<sub>ノ</sub>  
時<sub>ニ</sub>於て十分<sub>ニ</sub>之<sub>ヲ</sub>合點<sub>ス</sub>る<sub>ノ</sub>利益<sub>ヲ</sub>收めざる可<sub>ラ</sub>ず  
是<sub>レ</sub>實<sub>ニ</sub>我<sub>ト</sub>一<sub>ノ</sub>個人<sub>タル</sub>の私利<sub>ニ</sub>あらざりて實<sub>ニ</sub>一<sub>ノ</sub>國  
公民<sub>タル</sub>もの<sub>ノ</sub>義務<sub>あり</sub>又職分<sub>あり</sub>とも云ふへ<sub>一</sub>因て  
今<sub>マ</sub>右綱領<sub>ニ</sub>就きて叙述<sub>ス</sub>る所<sub>あらんとす</sub>

○第壹章 國土の區畫

世界<sub>ニ</sub>万国<sub>何レ</sub>の所<sub>ニ</sub>ても太古<sub>ノ</sub>世<sub>一</sub>酋長<sub>ノ</sub>業<sub>ヲ</sub>創<sub>レ</sub>め統<sub>ス</sub>  
を垂<sub>レ</sub>一<sub>ノ</sub>國<sub>一</sub>州<sub>ヲ</sub>占領<sub>セ</sub>し<sub>レ</sub>より其<sub>ノ</sub>土地<sub>ハ</sub>所有<sub>權</sub>ハ自  
然<sub>ト</sub>君主<sub>又</sub>ハ國民<sub>ニ</sub>屬<sub>シ</sub>敵國<sub>外</sub>患<sub>ノ</sub>侵略<sub>ある</sub>ハ非<sub>レ</sub>は  
永代<sub>之</sub>を失ふこと<sub>あり</sub>故<sub>ニ</sub>國土<sub>ある</sub>もの<sub>ハ</sub>人間<sub>社會</sub>成  
立<sub>ノ</sub>根本<sub>ニ</sub>して政府<sub>と</sub>人民<sub>と</sub>の相對<sub>立</sub>せる基礎<sub>なり</sub>人  
事<sub>と</sub>世態<sub>と</sub>ハ如何<sub>なる</sub>變遷<sub>あらん</sub>も國土<sub>山川</sub>ハ依然<sub>と</sub>  
して舊態<sub>を</sub>改<sub>め</sub>て天<sub>賦</sub>ノ運<sub>行</sub>と地<sub>質</sub>ノ構<sub>成</sub>と<sub>ハ</sub>於て苟  
も一定<sub>ノ</sub>原則<sub>ニ</sub>悖<sub>ら</sub>ざる限<sub>リ</sub>ハ海陸<sub>山河</sub>一般<sub>ノ</sub>景<sub>狀</sub>  
ハ決して變更<sub>する</sub>所<sub>なき</sub>あり  
國土<sub>ハ</sub>社會<sub>ノ</sub>根本<sub>人民</sub>ノ基礎<sub>なる</sub>故<sub>ニ</sub>現時<sub>ノ</sub>万国<sub>ノ</sub>憲



國土と憲法の關係

法上、必ず其の初頭に於て之の條款を立て其の位置區畫分割及び境界に就きて定則を掲げざるは無く就中地方區劃の事に至りては古來の人情に順ひ風俗に由り國民交通の習慣を妨げざらんことと注意せざる可らず、又若し地方自治の制度を實施して人民各自に其の經濟を辨理するを許したる以上は一度區劃を定めたる後、容易に之を變更せざらんことを要す、万一已むを得ざれば變更を要するに當りても之が手續を鄭重よせざる可らず、故に或る憲法學士は地方區畫を以て之を三種に別ちたり

地方區畫

其の第一種は國憲の正條に依りて之を確定したるもの、

三種の主なる説明

第二種は國會にて之を議決し皇帝の制可を得たる法章に依りて之を定めたるもの、第三種は勅令即ち行政上の規則を以て之を定めたるもの、是れなり其憲法にて確定せるもの、ハ法人の資格を與へたる地方の自治區畫即ち本邦の市町村區域の如きものを云ひ法章に依りたるものハ行政、裁判、教育及び教法上の區畫と云ひ勅令にて定むべきものは陸海軍、土木、鑛山、農業等の區畫を云ふなり、今も各國の憲法に就て國土は定制を按れば大概同一の正條を設けたるもの、如し普魯西の國憲の第一條に我か王國の土地、現今區域中に在るものは普魯西國を成すとあり、第二條に普魯西國の境界は法章に由るに非れ

各國憲法地方區畫の關係法條



ハ變改するをを得せし、瑞典ハ王國ハ其一部と雖も之を賣却し典當し又は賜與して他の所有と爲す可らざとあり、葡萄牙ハ王國ハ葡萄牙人の政治社會にして該國人を以て自由不羈ハ國を構成すとし、荷蘭ハ州及び邑は法律を以て分合するをを得、王國及び州邑の境界ハ法律を以て變更するをを得となし、伊太利ハ州邑の設立及び境界ハ法律に由て之を定むとし、法蘭西ハ國ハ一にして分つ可らざ其の管轄ハ八十三州に分ち各州ハ數郡に分り各郡ハ數區に分つとの條を設けしとあり、又白耳義にては第一條ハ國を九州に分つ若し更に分割して州を増置するを要する時は其權法章に屬す、第二條

本邦土區  
畫に對する  
意見

に州内の分割ハ法章に依るに非れば之を爲すを得せ、第一條ハ國州及び邑の境界も亦法章に依るに非れば變易若くハ更正するを得せと明記し、本邦五畿八道等の境界ハ古來の舊制にして永代復さ變更すべきに非ざ其三府四十四縣乃行政區畫ハ府縣制郡制の制定發布に至りて如何ある沿革を生すべきやを知る可らざと雖も廢藩置縣以後等の區畫に依りて久しく地方の政治を施し來り其の習慣ハ漸く官民ハ間に浸み込みたるも乃なれば我カ當路者ハ今後區畫上ハ激變を生するを好まざる可し、又市町村の區畫に至りては已に同制度の第三條に掲げざるが如き後來の區域を存



ちて之を變更せむ但將來其變更を要するものとあるときは此法律に準據す可しと乃明文を示し勅令を以て先づ之を制定したるものなれば他日憲法の發布に至りても是等地方區畫の事などは一切其の條目中より掲げざるものならんと想はるゝなり  
 然るに右市町村制の實施も愈々明年四月と定まりて目下全國各地方官は方に實施上の調査に着手し之が區域の存廢と分合の方法とに就きて種種困難は事情あるものゝ如く町村人民に於ては分合上に於て權利義務の或は權衡を失することあらんと憂ひて縣廳郡衙に意見書、情願書等を捧呈するも各地方官は市町村區域の制定

に於て之が實務に任じたるものなれば善く法律の精神と玩味して又管下民情の在る所を酌量し下情上通し上意下達せるの結果を收めんと肝要なる地方區畫の事たる實に百年の長計にして國憲上にも之を登載すへき程の大事件なれば當務者か万々之を輕視す可らざることい多言を待たずして明白あり又府縣制郡制の發布に至らむんば地方大區畫の如何を知る可しむと雖も是れ亦國憲の正條より獨立して別に勅令上の法律と爲るへ  
 元來國憲の條款は神聖又堅確にして毫も損益する所なきが正則あるを以て其の正條の如きは簡明にして大躰

區畫の注意



の主義綱領を立つる方肝要あるべし万一些未の條目と  
 列記して他日國會議場と或は憲法改正案を提出するの  
 議員を出しこの問題を以て頻りに動議を起すの機會と  
 爲すことあらんに不幸の結果を収むるに至るやも亦  
 知る可らず聞く所に據れば我が國憲の如きは右の方向  
 を取りて大躰を示すの主意かりやの事あれば些細の條  
 款を掲記することかく單に日本國土の分劃境界及ひ所  
 有權等に關する條目を擧ぐるに止まる事あらんと信ぜ  
 斯くありてあそ他日國會議員は地方區畫上の利害に就  
 きて逐々修正意見と提出して年々漸次之を改良する  
 こと猶ほ彼の英國地方制度の古代に於て發達せしめも

拘はらむ今日に於て尙ほ國會議場の一問題と爲り改良  
 上更に改良を加ゆるが如くあらんあそ望まじけれ

○第二章 皇帝の主權

立憲君治の制度へ今ま歐洲各國の概ね採用する所と  
 て我が日本國も亦之に倣ひ各國の長を取り粹を集めて  
 爰に完全なる立憲政体を建てんとするに當りては國憲  
 制定の上先づ明記すべきものハ皇帝の一身に關するの  
 條款なりとす抑も國憲上より帝位ハ性質を眺むれば百  
 般政權の活動すべき中心にして恰も太陽の中天に懸り  
 て大小天躰の之が統系に屬せるが如く一國万機の事を  
 總て皇帝の一身に歸すとハ申し乍ら今ま國憲上より其

皇帝の主  
 たる權



の重立たる廉くを列記すれハ行政上の大權を掌り、立法上にて最要の地位を占め、兵馬の元帥とあり、外交の全權と有し、司法官を任免し、裁判宣告の執行を監督する等總て諸政体を結合し又統制するの主機とあるべきものあり

皇帝乃政黨に有する權

皇帝の主權は右の如く諸政權の活動に利するのみならず政黨の軋轢に對してを獨り之を調和すべきの勢力を有するものとす、著名なる政學士の言は云く人民數黨に分れ勢力強盛にして相峙立する時にハ人民の活潑力を擧げて之を黨派の紛争に耗尽し爲めに政權を弱くし民風を敗り公共の幸福を害するに至るべし是の際に當り

紛争の中間に在りて中立の上位を占め善く調停和解の効力を現へす可きものは唯立憲的帝權の在るのみ

二大要目

帝權乃立憲政体上に必要あること斯の如く今も國憲の正條に掲ぐべき要目の一二を擧ぐれば帝王の身体は干犯す可らず、又内閣宰相は万機の責に任す可し、この事はなり此の重要なる條款ハ各國の憲法上一として之を明記せざるは莫し、普魯西、澳地利、瑞典、西班牙、荷蘭、丁抹、伊太利等に於ては大抵其の首款に於て之を明掲し其の文体は稍異同あきに非れども之を謹嚴鄭重にする所以に至るては一か、彼の共和政体の佛國に於て政權の受授



類りに地を易へる政治社會に於てすら大統領たるものは叛逆の場合を除くの外、政治上に對して其の責任をぜざるの現制ある程あり故に我日本如き一種の國躰を成して皇帝は奕世赫々永く聖子神孫の系統に繫ぎ萬古連綿として不易の基を立たる國柄に於ては右の正條を以て殊に重大無比の關係あるものと云はざるを得

因て我々は今ま右兩要件に關する大主義を按するに元來皇帝なるものは皇天上帝の命を奉りて一種不可思議の神權を有せりとの譯合よして右の正條を生じざるものにも非ず、又皇帝の万乘九五の位に在りて至尊至榮

の地に立ちたるが故にも非ず、即ち帝王は前記するが如きの大權力を憲法上より所有するものなれば万一の罪を加へて身体に汚辱を及ぼすこととなれば是れ行政權の主長を罪することとなるなり然るに凡る裁判の宣告は帝王の名と命令とによりて始めて執行の場合及びふべきものなれば此の論理上より到底他人即ち臣民が事を斷じて之を執行すること能はざる筈なり若し強て之を執行も之を執行すること能はざる筈なり若し強て之を執行するものと彼の英國人民が查禮斯一世に於ける佛國激黨が路易十六世に於るが如くなるに至れば是れ憲法なく政治なく無主義、無政府の社會となり果つるまで事



格言未だ  
必ず實際  
ならざ

格言の責  
任宰相の  
制により  
て害を生  
せざ

なればなり  
帝王は惡事を爲さざと云ひ又王位の階次には罪人なし  
と云ひよる格言も畢竟右の主義より出でよる次第に  
て實際上に於て帝王も亦人類なれば決して惡事を爲さ  
ざるの道理なく又其の階次に罪人なきの咎もなほ古來  
歴史上の實蹟は明白に此の格言を取消し支那の夏桀殷  
紂英國のジョン一世我朝の武烈天皇の如死ハ之が明証  
ともなるべきものなれども唯責任宰相の利あるにより  
て始めて右の格言を實にすることを得べし故に右の兩  
要件は必ず相須て行へるべきものとせざる可らざ責任  
宰相の法なくして國王の干犯す可らざることのみの法

宰相の職

あるは即ち擅制なりとは有名なる政學士の説なるが此  
の説の通り唯國王の身体は干犯す可らざとして十分之  
に尊敬と自由とを與へ置き別に之を制するものなくん  
ば彼の前記せる三帝王の如き暴君の出づるに至りて人  
民を何を以て其の虛政を防止すべきか  
宰相即ち總理大臣たるものが一國万機の事に對して自  
ら其責任に當る可きことなれば内閣に立ち宮中に入  
り王權を輔翼して獻替沃の職務を尽すに於て必ず大  
に注意し戒省する所あり己れが良心に恥ぢむ又良知に  
背かむ王命を奉じて國政を執行する際に大に思慮を  
尽く侃々諤々として匪躬の節を勵ますへき筈なり若し



到底王命を奉むること能はざれば謹で其の職を辞すべ  
 きのみ是れ他なく阿諛曲從ハ一身の不利益のみならず  
 兼て王室と人民とに損害を及ぼすべければなり  
 責任宰相の制度に伴隨すべきものを文書副署の件なり  
 とす此ハ一事も亦各國の憲法中皆之を明記し之を以て  
 責任上の証據に供せり文書副署と云へるは凡そ帝王よ  
 り出づる勅令ハ必ず宰相の連帶記名を要する事ニ  
 て帝王より云々と命令を下しある時には宰相も勿論之  
 に同意して奉行の責ハ當りたることを公示する事なり  
 先年我が内閣に改革を決行して伊藤伯の總理大臣に登  
 りしより勅令には御名御璽と記して年號月日の傍に總

宰相の敕令に連署するは其責任を証す

皇帝の叙任權

理大臣と他の大臣一名乃至二名の連名を對署すること  
 となりしは即ち右副署の事にして明かに責任宰相の主  
 義を示したるものと云ふへし尙ほ宰相及ひ内閣の事に  
 就ては後章に於て別に記述する所あるべし  
 皇帝の叙任權即ち高等の文武百官に官位を與ふるの權  
 利は國憲中に明記すべき大切なる箇條にして右大權を  
 別ちて之を三種となす第一は國憲の明文に依りて叙任  
 すること、第二は法律上にて變例を立てたるの外は隨意  
 に叙任すること、第三は法律上の正條に依りて叙任する  
 こと是なり其第一種は宰相の叙任にして凡そ宰相なる  
 ものは行政上第一の要職なるが故に皇帝の行政上に於

宰相の叙任



武官の叙任

て主權を握りたる上は宰相の任免一に其權内に屬せざるべからむ第二種は武官の叙任なりとす元來皇帝は一國の大元帥よして兵馬は行政上最大必用のものなれば將校士官の叙任ハ皇帝の外何人も之れに關係すること能はむ第三種は政務官即ち政府の高等官及ひ外交官吏の叙任なりとす政務官たるもの、行政上よ於て必要の機軸たることハ素より論なく特に下文に論むるが如く外交上の全權は王權の重なる部分よして之れが官吏の選任は當然皇帝の專掌すべき處なりとす右の理由なるを以て本邦の國憲中にも以上の廉とを記載あることならんと思はる元來我政府に官等表の一定

政務官の叙任

皇帝の掌  
握せる三  
大特權

せるありて勅任奏任の別を立てたりしが此の奏任と云へるハ先つ至尊陛下に奏上して其制可を得べきものなり又勅任に至りてハ陛下より親しく叙任あらせらるゝものにして國憲中に記載の有無に拘はらむ此事に限りてハ本邦の制度も他の國憲既定の諸國と大異同なく又陸海軍の司令權及他國に對して開戰を宣告し和議同盟及貿易條約等を定むる事に付きてハ皇帝其全權を有し國憲中よも必ず此箇條を設くるものなれども和戰及貿易の條約に關して國費を要し又ハ一般の關係を生ずべき場合に當りてハ必き上下兩院の承認を経ざるべからむ

國費は立  
法權に屬  
す



此三大特權即ち陸海軍の司令權、開戰を宣告するの權、講和同盟貿易の條約を結ぶべき權、道理上より考ふるも又實際上より察するも必ず皇帝の掌握に屬すべき筈のものゝ志す元來兵法は軍令の一途に出づると其實施の迅速なるを以て第一は要務となすが故に一國の大元帥に志す之を握らざんば國土防衛上に於て甚だ危難を覺ゆるに至るべし一國主權者の掌中に此大權を付與するハ甚だ危難あるが如しと雖之を彼の軍令二途に分れ國內は戰備未だ完備せざるに敵兵早くも國境を壓するの危害に較ぶれば其の利害の同日の論にあらざり好し皇帝をして常々戰を好み釁を啓くの人たらしむるも軍隊

其理由

と軍用金とを與ふるものハ獨り立法權に屬し議院若し兵と金とを與ふることを好まざれば皇帝如何に戰を好みさりとて到底其目的を實施すること能はざり故に實際干戈を動あすまでには既に全を議院の承認を得たるものはとすれば決して實際に於てハ右の如き危害なきものあり

其他講和同盟貿易等の事に關しては或ハ秘密を必用として公議に付し難きことあり或ハ國勢國情の上より皇帝の專斷に任ずるを以て却りて便利とすべき場合あり然れとも右等の場合ハ甚だ少なくして通常起るべきの事ハ國費を要し又ハ一般の關係を生ずべき事計りにし



嘉永安政の條約

て是等へ常に議院の評決に任せねばならぬものとす我  
 日本の嘉永安政年間に海外拾余國に對して取り結ひこ  
 る和親通商貿易上の諸條約の如きへ當時至尊陛下の批  
 准を経たるものに非ぞ、又實際より當時の將軍自ら之  
 を裁斷したるものにもほらぞ、國會をきの時代なれば勿  
 論衆議を尽くするも乃にも非らぞ、唯少數の幕吏が一二  
 外人の忠告を用おて淺墓にも無分別にも強迫せられて  
 締結せしものなれば其不完全なること素より怪むに足  
 らぞ、近來條約改正論の囂々として四方より紛起し之れ  
 が爲めに大臣の交迭を生おたる程の事なれば上交に所  
 謂國費を要し又は一般の關係を生ぞべきの條約等へ必

議院の承認を経べ

き所以

す議院の承認を経ざるべからざとして之を鄭重にせし  
 所以も又尤至極の事と謂ふべし

王權と特權の解

國憲上に於て常に相對立するものも王權と特權との二  
 つなり、今英國の憲法家スタップス、ハラム、メイ氏等の著  
 書によりて之を考ふるも通篇の記事は唯是れ王權と特  
 權と相對立せる事蹟たるよ過ぎざるが如し、學士ジョン  
 ソン氏へ特權を解釋して一種特別の利益なりとし王權  
 と以て專有若くは格段なる特權なりといへてさて王  
 權の内にて尤も重立したるものへ上下兩院にて議定せ  
 し法案に對する批准權即ち認可なりとす、兩議院にて  
 相當の手續を履み一旦可決せし法案と雖も此の批准を

批准は王權中の重なるものなり



此權を有する所以

經ざれば法律となりて實際の効力を現はすことを得ぞ」  
 皇帝は何故斯る特權を有するかと云ふに其資格たる  
 行政上の首位に立ちて政務執行の任に當るものなれば  
 已れ自から之を認可しざるおとに非ざれば之を執行す  
 るの權力なく又意向もなき筈なり且つ代議院の如きハ  
 仮令一國の秀才賢士を網羅せるものと雖も行政上の實  
 驗に乏しきハ事實上免かれざる處なるを以て立法權の  
 過激を防ぎ其缺漏を補はんが爲めには批准權の必要を  
 感ぜるに至るなり佛國に於ては法案議定の後皇帝ハ二  
 ケ月以内に認可不認可の旨を明言すべしとの事を憲法  
 中に載せたることありしが白耳義及其他の國々に於て

佛國及白耳義の例

此權の必要

え斯の如く批准の期限を定むる事なく王權として十分  
 の活動を有せしめたり元來右批准權の一事に至りては  
 英佛諸國の乱世に當りて暴民激徒等ハ頻りに之を以て  
 不法不當の大權なりとなし彼ら佛國革命の際賤民等が  
 蜂起雲合して嗷々然王權を攻撃せしに當り無智の暴徒  
 に至るまでも汝を制可權を以て如何なるものと爲すか  
 今汝の手に羹汁を盛りたる皿を把るに當り人あり強て  
 之を地上に建せと命ぜることありとせば是則ち制可權  
 と云へるものなり杯と謂れもなき説を立て、荒れ廻り  
 たる一例にても之れを知るべし  
 皇帝既に批准を與へたる後に至りても其法律を下達し



召集解散  
延滞の權

又公布し以て其施行を命令し公衆に告知するの手續を履まざるべからむ即ち之を官報に載せて國內に公布することと是なり次に王權中の重立ちたるものは議員を召集し解散し及び議事を延滞するの三件なりとす元來議員の召集は國憲上に於て其期日を定むべきものなりと雖も皇帝は必も毎年之を召集せざんば歳出入豫算の議定を遂ぐることに能はざるが故に必要上より起るものとす尤も下章の別項に記するが如く歳出入豫算の議定を以て毎年改正するの制度を立てざる限りには年々召集するの必要なしと雖も歐洲各國の例に大抵毎年議定の制によりたるものとす

解散の場  
必要の場合

延滞權は  
規定すへ  
きものな

議院解散の事につきて如何なる必要ありやと云ふに若し議會中黨派の分裂尤も甚たしく士氣激發民情放肆にして唯一派の黨論と少數人の私欲に惑はされ政治を主治すべき者なき場合に當りて一旦議院を解散して議場の空氣を一洗するに非ざんば國內多數の輿論に適ふべき政治を議定すること能はず且つ解散は人民の公權を屈辱する次第にあらむして適當に改撰を行ひたる時に於て却て之れが爲に公權の強固を致すこととなるなり又延滞權即ち會議を遷延するの權利に解散權の如く重大の關係を有する程にもはれあらざれども政務の便宜に從つて之を實行すべきの場合ありとす然れども此



特權を濫用するに至れば頗ぶる議事上の妨害を來すに  
より一定の期限を立てざるべからず

## 英國の例

英國の古例によりて國王と立法院との關係を考ふれば  
甚だ單純なるものにして皇帝は召集延停及び解散の諸  
權を有し毎年一回又は必要の場合に臨みて數回之を召  
集するの權利を有したりと雖もチャレス二世の時代よ  
りして三年目毎に新議員を招集するの慣例を生じたり  
然るに爾後恰んと二百年の間は上下兩院の勢力甚だ強  
きか爲め政府をして毎年之を召集せしむるに政務執行の  
場合に至らざれば若し之を召集せしむるに政務執行の  
差支へて先づ軍隊を解散せざるを得ず其他政府の機關

は一切活動力を失はんとする場合に至りたり然れ共國  
王は尙ほ何月何日何處に於て集會すべしと云へる丈け  
の特權を有し議院開場の際には國王自から之に臨み  
又は代理官をして下附すべし議案の要領を演説せしめ  
たりしが慣例の久しき議員は國王より下りたる議案に  
對して一向注意する事もなく開場の演説を以て一場の  
儀式となし之を默聽せしめて却りて先づ銘々より提出  
すべき議案を朗讀し以て不羈獨立の体を示したること  
あり尤も近代に至りては議院開場式の模様も追々整頓  
して其際國王は自から議場に臨みて其年に下付すべき  
内治外交等の現況及び財務兵備等其他諸政務の針路を



示し勅諭の朗讀を以て恒例となせとも畢竟表面の儀式たるを過ぎず又國王は召集權と同時に延停權及解散權を有するものなるか此兩種は一方に於て議院に不利不便を與ふるの影響あれとも他の一方に於ては議院の事務に体面を改めしむるの效驗ありとす元來一たび廢棄となりたる議案は其議場の繼續せる間へ再提出を許さざる成規なるを以て一時延停したる後直ちに前會に廢棄となりたる原案を提出することの便利ありとす大抵英國議院の延停を國王の御前にて大臣其趣を口演し又は國王親から之を演説するものとす又凡そ議院は決して八拾日間以上延停せらるべきものよあらざ尤も特別

議院延停に付ての利

延停、解散の日限

の場合ありて勅令の下りたる時は此限りよあらざ又議院の解散せられたる時には三十五日間、更に新議員を招集すべき筈とす延停の場合に於ては十四日間、再び議場を開くべき筈とす此日數は近代に至りて定まりたるものにして古代に於ては其時間右より長くとす近代汽車、電信等交通の便開けしより實際上永期の時間を要せむ二週間と云ふ時は彼の電信及汽車の發明前にお於ける六週間よりは却りて長さ位なり故に延停は二週間、解散は三十五日間位の時を限りて議場を開くの慣例となりしなり本邦の帝國議會には解散の後三月以内に新議員を選舉し夫れより又三月以内、議員を招集



することゝなるやの説もあり

皇帝の特赦權は國憲中於て王權の重立ちたる部分と

なりたるものにして仮令賢明老練なる立法官あても活

動社會に處し變遷極まりなき人に對しては法律の完全

を期し難きことあり又裁判官は法律の明文正條により

て確守適用を誤まるべきものにあらざれば仮令情狀酌

量の路あるも處刑の嚴酷に失するの事なきも限らむ

斯る場合に當りて無辜の犯人無告の冤罪を雪ぎ又は特

別の寛典を以て罪人の悔悟の念を生ぜしむる如きは唯

國王一人のみ之を開らくべきの路に當れりモンデスキ

ユー曰く特赦は寛大なる政府の一要件なり君主賢明よ

特赦權の  
必要

いて其特赦權を施用するときは感嘆すべき善良の效驗  
を生ぜんと

左れば皇帝の特赦權が社會に恩惠と利益とを與ふるこ

と極めて大にして無辜の良民は之れが爲め晴天白日

の身となるのみならず有罪の兇漢も亦特恩に感激して

罪を悔ひ非を悟るの好結果を現はすに至るべし况や國

法に對して常に抵觸せざらん事注意し國利民福の外

眼中に一つの悪意なき志士仁人に於てをや我政府は昨

年十二月廿六日於て保安條例を實施し五百の壯士を

東京より三里以外に退去せしめたりも右壯士等の處

刑は格別是ぞと云ふべき重大の罪跡なきによるもの

特赦の近  
例



や近來に至りて追々特赦の恩典を行はるゝ事となり之  
 れが爲め本人の特恩に感激するは勿論、政治社會一般  
 の模様も此の特赦の爲め漸く雲霧を開きて白日を仰  
 ぐの氣運に向はんとす此好氣運を外さむ全部の退去者  
 皆此の恩澤に浴することゝなれば一般の民情は之れが  
 爲め更一段の快活を生むるや必せり特赦の利益及  
 效驗は此近例を以ても亦知らるべし  
 貨幣の鑄造、爵号及文武勳賞の附與は國憲上より當然王  
 權に屬すべきものとす、今其理由を説明すべき程の必要  
 なし但し皇室の歲供に至りては其關係尤も重大にして  
 多少の辨明を要すべきものあり凡そ立憲政治の下に立

貨幣の鑄造、勳賞の附與も亦王權に屬す

皇室歲供の必需なる所以

ちたる人民は恰も財囊を所持して年々政府の公費を出  
 し已れか意見を代表せる議員の評決に任せて大小多寡  
 何時亦ても差聞なく出金するものゝ如し、此公費の内お  
 は皇室の歲供、則ち宮内省の經費を込めたるものにして  
 人民は一方に於て政費を負擔し又一方に於て臣民たる  
 の好意上より君主に對して御手元入用を差出すべき筈  
 なりとす元來一天万乘の皇帝は其の自用の經費及び宮  
 内の用度等より王位の尊嚴光榮を保つが爲め衣服宮殿  
 城郭園囿等其他の珍寶什器を保存せざるべからず是れ  
 歲供の必要なる所以なり蓋し官吏たるもの既し俸給を  
 受くるとせば邦國第一位最上首長たる皇帝は其地位と



種々の方  
案

威嚴と對して國土は相應せる富を有せざるべからず。而して此歳供の既小歳計豫算中の上りたる以上は其金額を議定する方法たる一ならん或は其の金高を定めて万代不易となすあり或は一世一代限りとするあり或は毎年之を議定するあり各國議院の制を案むるより一世一代限り之を議定することを以て良法となし國王の性質國家の形勢を計りて屢々之を變更することを好まざるもの、如し今白耳義の一例を擧ぐれば千八百三十二年はレナポール一世の爲めは年額百三十万フラン(二拾六万圓)又同六十五年レナポール二世の爲めには年額三百三十万フランと定めたり右は兩皇帝一代の

帝室家憲  
は本邦に  
必要あり  
その議あり

間毎年同額を供するの制なり此外國王の崩御、嗣君繼承、攝政の職權より是等の場合小當りて兩議院の招集解散等は各國大抵一般の制規あるものなれば別述議を要することなし。案むる小本邦小於ては帝位の繼承帝室及び皇族の財産小關しては國憲上特小重要な關係を有する小相違なし。と雖も元來我帝室は万世一系の皇統小して古今万國小通して比類なきの特例を有したる國柄なれば帝位小繼承及び帝室小財産等と以て之を國憲上小明記することを見合せ別小帝室家憲なるも此を立て、國憲小正條中より之を分離し國憲は此家憲小對して毫も關係なく又



家憲は國憲に規定を變更するに効力なきも此とせんと  
 此議あるも此、如し此國憲中は帝位繼承に次第より  
 帝室財産に維持法及び攝政に職權を詳載するも此なら  
 んと思はるゝが此中にて我々が尤も注意すべき一事は  
 帝室財産の維持より彼の歳供の始末に在り、とす、元來普  
 天は下王土ふあらざるはあく率土は瀆王臣にあらざる  
 はなくとは東洋立君邦國一般に慣例にして特に本邦を  
 始め支那朝鮮等は各國に於て人民は腦裏には堅く此の  
 主義を印記せりと雖も往々名實相稱はざるは場合あり  
 て表面に於ては帝室に尊嚴富榮を望みたるにも拘はら  
 ぬ長き年代に中には幾度か帝室の衰微を致して臣民の

本邦人の  
 帝室に於  
 ける感想

身分に在りながら恬として之を顧りみざる時代あり  
 なり、要するに東洋に人民は君臣の義と云へる事を重ん  
 じたれ共君臣は情と云へることを知らざれば表面は儀式計  
 りを重んぢれとも内部に實利實益に注意せざると相互  
 に交際上に於てすら御世辭一邊の挨拶は上手なれ共先  
 方に對して親切の實意實情を悉くすと云へること少な  
 く、多くは敬して遠ざくると云ふ習慣あるが故に身上に  
 人、特に雲井遙に飛び離れたる神か人か近頃までは其御  
 正体さへも知れざることとは恰も年來閉ぢ込めたる廟社  
 中乃神体と同一般乃想像ありて唯畏こし難有と計りに  
 て見た事も亦聞いた事もなき至尊陛下に對し奉りては



一種不思議此想像を抱き來り、なり、左れば王政復古の  
 後となりて彼乃普天率土云々乃道理も一層明白とあり  
 彼乃徳川氏か上表して政權を奉還し大小諸侯も亦土地  
 人民を奉還してより日本全國は始めて至尊陛下に御所  
 有に歸したるも乃、如く彼に應仁以來海内分裂して五  
 幾八道は皆鼎乃如くに沸き武臣跋扈し皇權地に墮ち御  
 溝水涸れて茅萱生ひ繁り紫震壁落ちて黠鼠人を懼れざ  
 る乃有様となり其後元龜天正に頃となりては皇居は御  
 造營さへ僅に織田右府乃力に依らざるを得ず徳川幕府  
 此世となりても帝室は唯儀式上に尊嚴を保ちたる迄に  
 して數百年來一日に如く彼乃先帝に如きは畏れ多くも

應仁以來  
 帝室式微  
 の有様

御製を認めさせ玉ふべき一枚乃短冊料紙すら無きが爲  
 め故岩倉右府として一層勤王は感憤を起さしめたる如  
 きは有様なりしが明治に昭代に至りて帝室は内外表裏  
 共に本分は有様に立ち戻らせられたりと雖も文明東漸  
 此氣運は漸く民權自由は新主義を持ち込み來り明治六  
 年に及んでは地券乃發行ありて土地所有は權利と人民  
 に與へさせらるゝ乃場合に及べり  
 然れ共大藏省乃歳入金額は取りも直さず帝室は御財産  
 と云へるが如き有様にして日本國庫は歳入と帝室は歳  
 入とは全く區別を立て難き有様なりしが當時或る勤王  
 家此深くも國家將來乃趨勢を洞見し帝室に御爲めとし



て別途に御準備財産なるものゝを置かんと此説を唱へたる人ありし由なるがこれ際には賢明なる大臣中にても所謂普天率土云々此主義を固執して先入主となりしより右等此説に對しては一向聞き入るべき様子もあらざりし由なり其後五六年を経て百事愈々進歩し内外政務に整頓するに従つて國庫と帝室とを經濟を分離すべき必要を現はしたるが爲め同十八年に至りて宮内省中に御料局と云へる役所を置き御準備財産の端緒を啓く事とはなりたり

今右勤王家の意見によりて帝室の爲めに別種の財産を立て置かざるべからすと云へる理由及び方案を聞くに

御料局の  
起りし所  
以

抑も此問題たるや特に重要な關係あるものよして苟くも帝室の尊榮を望むものに取ては尤も注意すべき事とす蓋し尊嚴の本は富榮に在りし富榮の本は財産の基礎を定むるに在るが故に我々は今更此問題の述義以外に於て少く講明すべき事柄ありしとす聞く處によれば獨逸の政治學者グナイス氏は本邦の國憲上に於て種々の意見を立て彼の伊藤伯が同國に滞留の際にも始終其講義を聞きたりとの事なるが其意見中尤も丁寧に意を致したる點は預め帝室財産を確定し置き國會議設前既に之れが基礎を立て國庫の經濟を全く分離して國會へ下附すべき歳計豫算中に加入せざるべしとの事

グナイス  
氏の意見  
見



なり。且つ同氏は本邦人民が將來の氣風を察して説を爲して云く元來日本人は輕佻慥悍にして事を好むの風あり世運の進化に連れて此風愈々増長したる時には如何なる氣風となるべきやも知るべからず恐らくは彼の英國人民が沈重にして堅忍の氣象に富みたる風に倣はざして佛國人民が屢々變動せる政府の下に立ち一旦革命の變故に逢ふて國王を斷頭架上に馘りより鮮血に酔ひたる狂乱は何時までも癒ゆる時なく政府の變動を以て社會の常躰と誤認せしが如きの氣風に習ふやも知れど云くと右に付若し國會開設前に及んで預め帝室財産の基礎を立てざれば他日歲計豫算中に帝室費の一項と

立て之を議院に提出するに及んでは彼の是迄府縣會議場に於て一時の流行に連れて經費の減額を輿論と心得たるが如きの結果を生じ從來一ヶ年二百五十萬圓と定め來りたる帝室費中より更に二三十萬圓を減額すべく杯と畏れ多くも帝室御手許金の御模様とも察し奉らば無暗に減額論を主張して賤民社會の歡心を買はんとする者かきにも限らざれば今よ及んで早く之れが豫防を爲さざるべからざるとの議論は漸く當務者の間に行はるゝ事とありしもの歟

以上記載せる處の理由によりて帝室の御別産を立てんどの法案は左の如くと聞けり王政維新乃際各藩より藩



籍を奉還せし時に當り朝廷に現石高拾分一を以て其藩主へ下賜し其後各藩乃時價五ヶ年平均相場を以て金繰公債証書を發行し其金高に相當する處の公債証書を下賜したるを以て全國華族の私有財産は其基本を立てたりと云ふべきも顧りみて帝室の財産を眺むれば大藏省の歳入は則ち帝室の歳入財産と云へる漠然たる有様にして大藏省は年々相當の金額を支出せりと雖も是にて万代不易の基礎を立てたりとは云ふべからむ故に今ま華族の賜へたる先例に基き日本全國現石高の十分の一へ乗せり明治十五年より同十九年まで五ヶ年間の現米平均相場即ち一石に付金五圓八拾壹錢九厘を以てし

其算出金額を以て帝室の御財産と定められて然るべしとの意見なり

今ま日本全國の現石高現米一千百十五万九千百五十六石一斗〇二合三夕の拾分一即ち現米一百十一万五千九百十五石六斗一舛〇二夕三才を以て前記に平均相場に引き直し見れば金六百四十九万三千五百十二圓九十三錢六厘となるさて右金額五ヶ年分を合計したる總計は金三千二百四十六万七千五百六拾四圓六十八錢是れ則ち帝室の御財産とあるべき原資金にして此金額を以て万古不易の基礎を立てざるべからむと此事なり又右五ヶ年分の合計高は恰んと政府歳入に半額をも占むべき



帝室別産  
を立つる  
の理由

程の巨額なるを以て財政困難なる我大藏省に於て一朝  
之を支出すること到底六ヶ敷事なれば右金額に當るべ  
き鉄道若しくは山林を以て之に供する此外は到底良策  
あからんと此考案なり其説明に曰く元來徳川氏及び諸  
侯の政權及び藩籍を奉還せし所以此者は皆是れ至尊陛  
下と對して之を奉還せしも此よりて万々日本國民共有  
の財産として之を差し出したるにあらむ故に今日政府  
の管理に係れる財産の全部は擧げて政府へ附與すへき  
の理由なく彼の華士族及び神官に至るまでも従前の持  
高に對し私有財産下賜の恩典に沿うたるに獨り至尊陛  
下に限りては御別産の仕法を立てざる道理はあるまゝ、

帝室別産  
或人の方  
案第二

今日之れが仕法を立つるハ帝國臣民たるもの、本分か  
りと  
右仕法によりて鉄道と帝室の御別産は供する法案を聞  
くに中仙道鉄道公債二千万圓を以て残らむ東海道線路  
に充てたるものとし之を帝室財産と見做すものとす然  
るに右鉄道公債の利子は七朱にして鉄道の純益を其資  
本に對し五朱又ハ三朱位に過ぎざるも將來に於て線路  
延長し交通四達の上り於ては必五朱以上に達すべし  
且つ鉄道は上下一般平時戦時に論なく公利公益に供す  
べきものあれば利子の差あるも憂ふるに足らむ依て鉄  
道を建築して以て之を帝室の御別産に供するハ一舉兩



得の策なりとせり今其概算を聞くに東京横濱間、神戸大坂間、大坂京都間、京都大津間、東海道線の鉄道建築費合計は二千〇三十七万七千三百五十八圓四十貳錢壹厘となる然るに帝室の基本財産と稱すべきものは前記の額則ち三千二百四十六万七千五百六十四圓六十八錢あるが故に右金額中より鉄道建築費合計を差引けば其不足額ハ金壹千貳百〇九万〇貳百〇六圓貳十五錢九厘あり如斯鉄道代價のみにては前記の基本財産不足を生むるが故に全國の官林に於て適宜の反別を擇み之を以て補充額に供せんとすの仕法を立て而して其山林反別は凡そ百六拾壹万貳千〇貳拾七圓五反〇〇三步餘と測定せり

其反別算出法の嘗て還録士族に政府より山林を拂ひ下げたる節、上等の地にて一反歩代金五拾錢とし其半價、即ち一反歩金貳拾五錢を以て拂ひ下げたる例に依りたるもの、由、故に右山林反別は一反歩貳拾五錢の相場を乘じたる金額に即ち前記不足額を補充するに足るものあり以上記載する處は一勤王家が深く帝室財産の事を憂ひて之れが仕法を立てたるの意見なるが近頃の風説によれば今回帝室財産に編入すべき官林は五畿内、静岡、岐阜、宮崎、長野、東京、神奈川、埼玉、熊本、秋田、諸府縣官林の全体又は一部分にして総計九拾萬餘町なりとす事あれば或は右意見によりて之れが編入法を立てたるものあるか



我々を此説に對して別に異議を立つるものなれば唯  
成るべくは是等の仕法を公正適當に處置せられ多きに  
失して民怨を招くも少なきに過ぎて缺乏を致さば以て  
永く我帝室の尊嚴と富榮とを維持すべきの大基礎を据  
へられん事を切望するのみ

○第三章 議院の組織

萬事に觸るゝ事は應に萬人の承認を受くべしとい英國  
議院の立法職務に關して國王イドワード一世の時代よ  
り行はれたる代議政治の一格言にして古今東西の別な  
く苟も代議政体の行はるゝ國に於ては皆此の極めて簡  
單なる一格言の精神によりて制度を立てたるものとす

格言

而して國憲上に掲ぐべき議院に關する條款も亦此の一  
格言に基きて其精神を布衍したるゝ外あらざ

議院に一局二局の制度ありて互に利害得失の相違せる  
處あるは古來歐米の學士中にも種々意見を異にし特に  
憲法の制定又を改正の際に當りて是まで屢々一場の間  
題となりしが故に本邦の如きも今より七八年以前政論  
の漸く盛んなりし時に當り當時乃學士論客中に或は  
一局議院の制を可とするあり或は二局議院の説を主張  
せるあり互に喋くとして相論辨せしが我が當路諸公の  
間に於ても此問題に關して如何なる意見の異同を生じ  
たるかは知らざれども我々が察する處によれば今とな



りては二局議院の論愈々定説となりて動かざ、民間の論者中に於てハ尙ほ一局議院の説を持するものあるべしと雖も欽定憲法の説一たび出でしより其利害を極言するの不必要を感じたるものや今日に於ては又之を喋くするものなきが如く二局議院の制ハ自から社會多數の賛成を得たるものと云ふべき歟、尤も此問題に關する一利一害の如きハ今更我々の辨明を要せざして概ね世人の熟知する處なるべく特に現今海外各國の實例よりりて考ふるも英、米、佛、を始めとして其他、英、葡、西、白、より瑞典、瑞士、に至るまで一國として一局議院の制を取るものなければ實例上に於て既に二局制度の利を証

二局議院の利

明せるもの、如し  
 今ま二局制度の利を説述するは不必要の事に似たれ共我々が此制度を採りたる要領を示さんが爲めハ二三憲法學士の定論を引用し以て之を証明せん其一ハ曰く凡そ事を商議せんとするにハ必ず三人を以てし其一人を仲裁と爲さるべからむ則ち元老院ハ代議政府の性質上に於て恰好の仲裁人なり人皆民よりて兼ねて王たるを得ざるなりと蓋し若し國王と人民と相對立して直接に國政を議するに當りては其意見ハ衝突より事ハ穩當圓滑に行はれざる場合ありて極度ハ奔ること多く彼の佛王路易十六世が激烈なる一局議院に直接し又ハ西



元老院の妙用

兩院特有の性質

班牙政府が一局議院と對立して不幸の結果を収めたる如きは所謂恰好の仲裁人なきこと多少其原因となりしに相違なく左れば元老院が兩者の間で立ちて其の効用を顯へす事を説きたる言に曰く君民を離隔せしめて之を分別し君民を混同せしめて之を一致し且つ君民の孰れをも凌辱することなくして相互に攻撃を防禦すあり又政治上の議論より元老院と代議院との區別を明らかにし兩者各相當の働きを爲して始めて國家全体に幸福を與ふることを示したるの説は進取を主義とし一への保守を主義とす一への活潑の運動を與ふるを力め一への此運動を規正するを力む一つへの之を前より推し一

つは適度に之を支ふ斯る二様な勢力を調和して始めて社會へ奔逸するおとなくして進み以て善良耐久なる進歩の意思を暢達すべし以上諸説の要領によりて之を考ふるれば元老院が立法府此中にて尤も必要な地位を占めたるおとは多辨を要せしめて之を知るべし但し方今英佛其他の諸國に於ては國會議院中より元老院を以て有用有益なるも乃とせしむ貴族的議院の庶民的議院を抑制して改進を防護するの障礙物なりとの説を以て或は其議員の數を減し或は世襲の權利を制限せんとするの議論行なえれ近年國會議場にて屢々重要なる一問題となりしと雖も未だ元老院其の物を以て直ちに無益



無用の一局なりと斷言せるものありしを聞かば畢竟議員其人の任に堪へざるより斯る説を致したるに相違なきなり然れ共元老院が議政上有用の効用を顯はすべき場合は右二三憲法學士の説く處のみ限りたるも乃にして彼の同院を以て帝室の藩屏となし王權を助けて民權を抑制するの爪牙となさん杯の議論は毫も二局議員の利益を証明すべき材料とえならざるなり

元老院

國會準備の論今ま將に官民の間に行はれんとするに當りて有形無形の準備は實に千緒万端なるが中にも現在有形の立法府にして其本体を將來に繼續すべきものハ

本邦元老院の成立

獨り我が元老院なりとす本邦の欽定憲法ハ前記するが如く二局議院の制に據るものとすれば右元老院を以て上院を組織すべき事と相違なく國憲中に於ても必ず其組織の大体を掲ぐべきものとすれば試とよ同院の事を取調べ見んに元來同院は今より拾餘年前左院を廢せられざる時より起りたるものにして當時開場の砌我々天皇陛下ハ辱けなくも親臨ありて聖詔を下され朕前日衆庶に告ぐるに元老院を設けて立法の源を廣むるの旨を以てし乃ち爾後議官を以て立法の官たらしむ尙くは爾等各乃の心力を一よし乃の職任を盡くし允に上下の幸福を圖らば實に國家無疆の體なり云々との御意ありしが



現今の有様

立法府に臨幸ありて斯る聖詔の下りたるハ本邦古來に例なき事にして此の一大例は將來國會開設の際即ち二十三年の第一回帝國議會開院の節に於て再び下たり玉ふべき聖詔と相對立すべきものあるべしさて右元老院の議官は最初公選投票の規則行われしとありしも幾くからせして天皇陛下の特選となり第一華族第二勅任官に昇りし者第三國家に功勞ありし者第四政治法律の學識を有する者と云へる範圍内より選任せられし其後議官の人員ハ遂に増員して現在七十余名となりたり又此多數なる議官の中は昨年以來隨分公明活潑なる議論を唱へて是迄老官吏の捨て處隱居連の寄合場と嘲

第一種の方案  
特選議官

けられ果てハ老朽無用の綽号をなされたるにも拘えらば餘程奮發して種々の意見を提出したる議官もありしが本年に至りては議官惣体の中は改進派と保守派との別あるもの、如く改進派の議官拾餘名ハ愈々以て各種の議題を提出し近くは議事の公開を以て其体面を全ふし遠くは現在の本体を以て之を他日の上院となさんとて頻りに計畫する人々もあるものと見へしり然るに我々の我欽定憲法に於ては如何に同院を組織せらるべきやを知らせと雖も今仮りし世上は行はるる兩種の方案によれば先づ同議官ハ特選公選の二種とし特選は皇族華族及び嘗て重要の官に在りし者其他學識あ



公選議員

る者の中より天皇陛下之を親選きて終身の在職とし其人員は惣人員の三分の二以下と定め又公選議員は全國の選舉區より各壹人づゝ選舉し四年目に改選し其撰舉區は各府縣の管轄地を用お一區内にて代議院の議員選舉權を有する者先づ元老院議員選舉人貳百名を選舉し此被選者が更に議員一名補缺員一名を選ぶことゝ又公選議員乃候補者へ年齢滿三十年以上日本に於て通常の資格を有するものは何所の選舉區へも身を容れて當選するものとせり第二種の方案よるに同院の丁年の皇族(壹)帝國の公侯伯(三)同族中より選舉せられたる子三拾名男拾名(三)功勞門地財産によりて世襲

第二種の方案

五个の範圍

或ハ修身に勅選せられたるもの(四)各府縣に於て最多額の税を納むる土地所有者及工業者二十五名中より選舉せられたる者各壹名(五)をあり而して第二は世襲權を有し第四五の人員は第二三に掲げたる人員を超へば其他の議員ハ凡べて終身の任期と定免たるが如し以上兩種の方案中にて何づれか欽定憲法に近似するかハ未だ我々の得て知る處にあらざと雖も其制度の據りて基く處ハ本邦の体例と各國の成典とに據るものとす然れども各國の政典は必ず之が組織上に於て重なる原素となるべきが故に今千八百八十六年調査の各國現行典例を左に引用せん



白耳義の元老議員ハ其數丁度代議院の半分にして代議員の選舉人兼て之を選ぶ其任期ハ八年にして四年毎ニ退任す資格ハ本國の生れ又は歸化し公權を有して國內に住居し年齢四拾歲以上にして毎年八十四磅(四百二拾圓)の直接を納むるものニ限る被選者の割合を六千人毎に一人の割合とす議員ハ俸給手當等を受けず。匈抹の議員ハ其數六十六人内十二人は退任せし舊議員と現仕代議員の内より國王親選す他は八年の任期にして人民の間選に係る資格ハ二十五歲以上本國の住民ニ限り俸給は代議員と同額なり。法蘭西ハ議員の數三百人内七拾五名を終身在任の制規なれども千八百八十四年の法令に依

て終身議員に缺員ある時ハ通常の有期議員より之を補充するものと、なりしより終身議員の數は漸く減せべし其選舉法ハ問撰にして本國人民四十歲以上に達する者と云ふの外他に所要の資格なく但し皇族及び陸海軍の現職將官は之に預るものと得ず。年俸は元老議員にて一萬五千フラン(三千圓)代議員にて九千フラン(千八百圓)字魯斯は千八百五十四年の勅令にて舊制を一變し元老院の新組織を爲せり(第一)王族及び舊王族末家中の丁年者(第二)維納公會にて字國中拾六人を限り認許したる中央公族の首長(第三)若選地方貴族の首長五十人(第四)富豪地主大製造家及國中名譽家中より國王の親選せる終身貴



族(第五)國內八州に於て各種地主の選舉せる貴紳八人(第六)大學校の代議士教院長及人口五萬人ある地方の區長(第七)終身又の年月を限り擧げられたる無定員の君選議官英國の元老院は左の如く構成す(第一)世襲貴族(第二)君選貴族(第三)在官貴族(教正)(第四)終身貴族(愛爾蘭貴族)(第五)國會の開期中選舉を受けたる貴族(蘇忽蘭貴族)千八百八十五年開會の際に總議員五百四拾人内六人は皇族二人は大教正、二十二人は公、二十人は侯、百十八人の伯、二十人の子、二十四人は教正、二百七十七人は男、十六人は蘇國代議貴族、二十八人の愛國代議貴族あり。伊太利の丁年の皇族と四十歳以上にして無定數の君撰終身議員とを

伊太利

以て之を組織し嘗て高官に就き又は學藝文學を以て大に世に著へれ其他職業を以て國益を興し若しくは三千里ール(六百圓)の年税を納むる者に限り撰擧に應じ兩院議員は俸給等を受けむ但國內は無賃にて汽船、汽車に乗ることを得。和蘭の議員は三十九人にして國內十一州中

和蘭

葡萄牙

最多數の納稅者より之を撰擧す任期に三年にして三分一づゝ退任す。葡萄牙は千八百八十五年の法律にて世襲貴族を全廢せしより皇族僧官の外君撰終身貴族の議員は百人なり今後同議員に三名の缺員あれば國王より一名を擧げて補缺員となす筈なり但現時貴族の子の元老院に出席するの權あり此外終身貴族となるべき種族中



西班牙

に相當の財産を有し三十五歳以上に達するものは議員に當撰することを得、此議員中の五人は大學校及び他の學藝社會より間撰す。西班牙の議員は左の三種なり(第一)世襲議員(第二)君撰終身議員百人以上二類議員の數ハ百八十人と限る(第三)地方教會大學校學士會院及び最多額の納稅者より選びたる議員百八十人。瑞典の議員ハ總べて民選にして其數百三十九人即ち人口三万人毎に一人の割合三十五歳以上に於て選舉の三年以前より八万「クロル」(三万二千二百二十圓)の課稅價直ある財産即ち四千「クロル」の所得ある者ハ被撰權を有す其任期ハ九年にして俸給を受け也。瑞士の議員ハ四拾四人にして聯邦二

瑞典

瑞士

北米聯邦

十二州より毎州二人は割合にて之を選舉す。北米聯邦は毎州二名の割合にて州會より撰擧す其任期ハ六年とす三十歳以上に於て九年間國內に住居し選舉區の住民ハれば被選權あり其年給も旅費と共に千磅(五千圓)あり右典例によりて之を考ふるに歐米諸邦に於て大國と稱せらるゝ處ハ皆上下兩院を置くの制なれ共元老議官の重もなる資格を以て一に世襲貴族に限りたるものは獨り英國に限れるとす然るに北米聯邦及佛國に於ては元老議官たるもの皆公撰によりて就任するが故に之を英國に對比すれば元老議官の特權上に於て大に相違ありとす元來人民の公選を受けて立法府より上るべき議員は

議官の資格に於て英佛相異なる次第



十分に議權を振ぬことを得て益々其勢力を張るに至れども世襲權によりて議會に立ちこる貴族等ハ自然と十分に議權を活用する事能はず漸く其勢力は衰微を致すものあり故に正當の論理上より推すときハ甲の議官ハ此上益々權力を擴張して乙の議官ハ將來愈々衰運に向へねばならぬ筈なり

我日本の元老議官の資格も亦世襲貴族の身分を以て重立ちたる特權と爲すが如く此點に於ては英國と其趣を同くすれども彼我兩國の貴族は果して同價格のものなるや否に至りてハ我々の辨明を俟たず世人の熟知する處あるべしと思はる英國の學士スヘンサーウオルボー

英國世襲  
議官の二  
大利益

其解説

ル氏は世襲貴族の資格を元老議官の重もなる特權となしこる一事に付て辨明して曰く英國の世襲元老議官は實際上二種の大利益ありとす其一は貴族の品格は能く幸福ある婚姻を結ばしむ其第二は貴族の位地ハ能く事業を成就するの好機會を得せしむとあり更に進んで其理由を説きて曰く元來才貌兼備なる良家の少嬢ハ大抵自然濁汰の理合によりて身分相應る縁組となし貴公子ハ夫人とあるものあり斯くして双方の間より生れたる兒女ハ其富榮容色及ハ才智を其兩親より受け得て往々心身共に十分の發達を遂ぐるもひなり(第一利)且つ又斯く様にして養育を受けたる貴公子ハ少年の時より常に責



任ある事業を擔當すること、なり他の身分賤しき庶人が已れが一身及び家族共の活計に刺戟せられ相當の給料を取らんとて頻りに心配せる最中に於て彼の貴公子等は一向右等の事に頓着なきが爲め早く社會の事業に對して責任ある身分となり他人なれば少年なり小供なりとして人より見下けられざる年頃に於て既に一ト廉の頭分とあり斯くして一身上常に責任を帯ぶば場合に於てハ才智器量も之れが爲めに發達し末に學校の教科を卒業せざる前に於て早を既し事務を監督し下僚を支配する乃腦力を具へた(第二利)と説きたるが右等の事は我が華族諸人に對比して大に相違せる所あるが如し

我が少年華族も實際上何卒斯く有り度ものかり

代議院

代議の起る由來

未開の時代に當りて一地方一町村の人民等が何か相談事は何ぞ打寄りたる事あらんに其乃座中より列なるべきの人とは其の土地にて顔役とか口利と云はれて歳も相應に取り身分も先づ最下等より立たる連中なるべし、左り乍ら右出席の人とは年齢と身分とよ於て諸人より先づ適當と看做さるゝ時にハ其の間は身代貧富の大差異ありとて一向に差構へたることかく富者も貧人も同等に相談事に預かる事が出来ざるなり、然るに世間ハ稍開くるに及びて一地方一町村に種々公



資格の起る必要

務の生ぜる場合とありては箇様な場所へ相談人とありて出席し已れか仲間一同の惣代を勤めねばならぬ人へ遂ひく直打の付き来りたるか爲め且つ其の相談事の詰まり金銭出入の咄となるが爲め右年齢身分と云へる二ツの物の外に今一ツ身代と云へるもは加ふる事とハなりたり即ち相當な年齢よりして身分ハ最下等にあらざると云ふた所が何分斯る場所へ出席せる連中の相應の身代なかるべからぬ貧乏人にてハ迎も仲間一同の惣代ハ勤まらぬなりと云ふ場合に及びたり又婦人及び下僕等も未開時代より隨分斯る場所に出入せし事もありしならんが以上三ツの資格即ち年齢身分及び身体

か揃へねば出席か叶はぬと云ふ世の中となりてハ全く無關係の部分とハなりしなり

右の有様は世界各國に遍じて孰づきも同様の事にして社會進歩の上於ける自然の順序と云ふべし英國の代議院は随分古き時代より開けたるものなるが當時の有様を考ふるに全く前記する所の如き順序を逐へて漸次に開達し来りたるもの、様なり尤も右三資格の中めて年齢の一ツハ久しく輕忽せられて制限を實施するに至らざりしにや二拾一歳以下の議員ハ議院中に在りて議席を占めたること二百年の久きに及び議院中には折と小供議員は國家の大政を議するに足らざりしと議論

未丁年代の例 議士英國



を生ぜしことも有り殊に一種の法令を立て、未丁年者の當撰を禁じたること有りども一向に其の實効なく甚しきハ近代に至りても一時拔羣は政治家と云はれたるフタクス、リヴァー、ブール及ヒジョン、ラッセル等の諸英傑ハ二十一歳以前に於て國會議員と爲りしことさへありしあり

右等英傑の前例は非常の場合として之を取り除け尋常當然の順序よりして之を考ひ且つ何邦國何地方に論なく社會自然の發達上よて眺むれば右の三資格は何時でも斯る相談事の場合に入用となりしあり而して是れは普通の人情より起りしるものにして唯理窟計りより

資格は選挙上の要

生じあるものに非ざると知るべし何故に年齢身分及び身代が斯る場合に必要なるかの説明は我々の多辨を要せざる事なるが今ま國憲中の一要素とあるべき代議院の組織を研究するに當りて第一に右三資格の事を説きたる理由は如何と云ふに元來同院の組織上に於て重立たる項目を議員の選挙法なりとす、又同法の要件は何なりやと云ふに選挙上の資格に在りとす、資格の高下によて議員其人の品格を定むるものと勿論あり、故に資格なるものハ選挙上の土臺あるべし、この土臺ハ本と人爲を以て一朝に之を造りたるものに非ざ古來の經歷と習慣とによりて早く已に自然の間ニ成立ちたるものなり、因



各國の典例

白耳義

て先づ各國の典例に就きて其の現状を調査するに白耳義の代議員撰舉人は二拾歳以上にして毎年一磅十三西六片(七圓七拾貳錢)の直税を納むる者に限り其の被撰者ハ二十五歳以上にして本國に生れ又は歸化の手續を終りたる者とシテ、字魯西ハ撰舉人二十五歳以上にして州會議員の撰舉に預るべき資格ある者は複撰人とありて投票す此複撰人ハ其納附する直税額に從ふて三類に分つ(被選者)三拾歳以上にして裁判宣告の爲めに民權を剝奪せられど三年間納税せし者、伊太利ハ(撰舉人)二拾一歳以上にして普通の讀書習字と能くし二十リール(三圓三拾六錢)の年税を納むる者、被撰者三十歳以上にして撰舉法

伊太利

字魯西

荷蘭

葡萄牙

西班牙

瑞典

に據り各種の資格を具へたる者、荷蘭ハ(撰舉人)二十三歳以上にして民權を有し地方に於ては二十「ギルデン」(七圓六十八錢)都府に於ては百拾二「ギルデン」(四拾六圓三拾六錢)の年税を納むる者、葡萄牙ハ(撰舉人)二十一歳以上にして讀書習字に通じ戸主にして二十二磅(百十圓)の歳入ある者、被選者毎年三百九拾「ミルリス」(四百四拾五圓)の歳入ある者、法學士、博士、醫師、専門學科ハ卒業生ハ財産ハ資格を要せど、西班牙ハ(撰舉人)二十五歳以上にして毎年地租一磅(五圓)を納むる者若くハ年俸八拾磅(四百圓)ハ學士會々員、教會々員、其他年俸ある文武官、被選者二十五歳以上ハ國民、瑞典ハ(撰舉人)二十一歳以上にして納税千「クロネー」



(二百八十圓)及ぶべき不動産を有し若くは五ヶ年以上農作して六千クロナル二千六百六拾五圓の地租を納むる者又ち八百クロナル二百二十拾五圓に歳入ありて其所得税を納むる者(被選者)二十五歳以上より少くとも撰擧の一年以前に選挙人と同ぢ資格を有せし者(諾威(撰擧人)二十五歳以上より撰擧の前年少くとも(地方は五百クロナル二百四十圓六拾貳錢五厘(都會は八百クロナル)の歳入ありて其所得税を納むる者(但選挙の一年前より撰擧區に居住し他家の奴僕とならざりし者)限る)若くは六百クロナル二百六十八圓七十五錢)の不動産を有する者(被撰者)三十歳以上より選挙人と同一の資格を有し少く

諾威

とも十ヶ年間本國に居住せし者とあり

右の典例によりて之を考ふれば各々其國体によりて撰擧被撰擧上の資格を定め仮令多少相異同する處ありと雖とも一として適當の制限を設けざるはなし而よりて其基く處の根擧如何と尋ねれば何れも前記せる三資格に由らざるはあり知るべし此三資格は古今万国に通じて恒に撰擧上の土臺となるべき事を元來議員撰擧の區域に就きては普通有限兩制度の間に於て一得一失、甲是乙非、東西古今の論客が常に意見を闘はし來りたる所なれ共此兩制度の得失如何は唯理論上よりて之を判斷すべきに非ず須らく先づ其社會人智の進度、教育普及の

撰擧法の進  
社會の進  
度教育の  
程度標準



せざるべ  
らかす

程限如何を察して之を定むべきものとす苟くも代議政  
治に熱中せる論者に於ては何人か普通撰舉を好まざる  
ものあらん彼の前段の冒頭に記したる格言即ち万事よ  
觸るゝ事は應じ万人の承認を受くべしと云へる道理あ  
よりて之を考ふるも有限撰舉は頗ぶる條理に背きたる  
ものゝ如く且つ百事に沈重縝密を責びたる英國人民に  
於ても近代國會議院の内と外とに論なく撰舉權擴張案  
を以て多年の一問題となし此一問題の爲めに政黨の勝  
敗を決したる程の事なれば當今第十九世紀の氣運は総  
て此方向を指したりと云ふべし  
左れば立憲改進黨は其綱領の第四項に於て社會進歩の

普通撰舉  
は方今の  
氣運も  
が如し

樞密院の  
議論

度、隨ひ撰舉權を伸潤する事とを揭示し本邦世態民智  
の發達に連れて遂に撰舉の資格を低下せんと欲する  
の針路を示したりと雖も目下直ちに急進して普通撰舉  
の制度を實施するの一事に至りては蓋し同意せざる處  
なり向きに我樞密院に帝國憲法の大体を議定するの際、  
撰舉の資格に關して種々の議論を生じ或は府縣會議員  
の如く單に地租によりて撰舉被撰舉共拾圓位の程度を  
立てんと云ひ或は下して五圓となく上して二拾圓とな  
さんと異議紛々たりし由なるが近頃となりては又單に  
地租に限るの非なることを主張し所得稅、營業稅等を資  
格の内へ合算せんとの説もありと聞けり此説甚だ我々



地租のみ  
の標準が  
不公平な  
ら

被選挙人  
の資格に  
制限せざ

の賛成する處にして元來國內各地方に於てこそ撰舉上の資格を單に地租に限るゝ左まで不釣合の事なきに似これ共現に東京府下の如きに至りては其資格を地租のみ限りたるが故に貴重なる權利を享有すべき人民甚だ寡く他の地方に對しては尤も不公平あるが爲め此一事に關して其筋へ建議せんとの意見を抱くものある程なれば國會議員の撰舉資格に至りては必ら右の如き不釣合、不公平の制度を立てられざるべし  
我々は既に有限撰舉の方を賛成すれども是は唯撰舉人の資格に就て希望するまでにして被選挙人の資格に至りては寧ろ制限を立てざるも差支あからんと信ぜるも

るも町を  
らん

居住の制  
限は一國  
代議士撰

のあり其仔細は元來撰舉人の智識思慮及び志望上に於て中等の地平線より下らざる限りには當選すべき代議員の品位を亦中等以上にあるべきが故に先づ適當の區域を限るべきものは撰舉人にあること、知るべし、彼の複選制度の如きは此主義を一層擴充したるものにして現に此制度を採用したる國もあり且つ我地方制度中ひ議員撰舉法には既に此制度を用ゐたる程なれども國會議員の撰舉に於ては先づ有限撰舉位に限りて複選までには及ばざるを適當なるべしと信ぜ  
又被選資格の内は撰舉投票前何年何月以上土地に現住し或は本籍を置かざるものゝ其權利を有すること能は



せと制限したる成典なきにあらざれども此制限の畢竟  
 其國土又は地方に限りて一種の弊害を生じたる爲め特  
 之を設けたるものにして一般の通法と爲すべきもの  
 にあらざれば故に本國に生れ本國に居住し又外國人にて  
 大歸化の許可を得たるものと云へる制限外に一つも  
 差問なき事とせり本來國會は天下の大政を議し一國の  
 經濟を論ずる場所柄なれば其地方の現住し其地方の事  
 情に通じると否との大体上に於て關係なきのみならず  
 若し精神を擴充するに至れば却りて一國代議士たるもの  
 本分に背く事となるべし故に本邦の代議員たるものハ  
 撰擧區に對して本籍を定め又は現住するとせざるとは

撰擧投票の上に於て關係なき事となるべし外國人あり  
 らざる限りの將に日本人たる以上の皆候補者たるの權  
 利を有すべき筈なるべし一國議會に地方精神を持ち込  
 むの利害に至りては一種の大問題なるが故に尙ほ議員  
 たるものハ撰擧人より地方格段の事に關して囑託を受  
 けせと云へる條項中に於て別に大に論述する所あらん  
 とす

今有限撰擧の資格に付きて我々は兼ねて一種の方案を  
 得たる事あれば參考の爲めに左に之を引用すべし  
 曾て一種の私案を立てたる者の有限撰擧の仕組によれ  
 ば中央政府にて國會議員撰擧人乃名簿取調方より付地方



撰舉人の資格

廳に布達する所あるに當り各府縣の撰舉區内に於て郡村は地税金五圓以上を納むべき土地を所有し若しくは價直金二百圓以上の所有家屋に住居し人口三千以上の都市に地税金三圓以上を納むべき土地を所有し若しくは價直金二百圓以上の所有家屋に住居し又價直金四百圓以上の家屋を既に十二ヶ月借住して其年齢滿廿一歳に達したる男子に左に記載する者即ち處刑中の者嘗て重罪に處せられ未だ公權を復せられざるもの及び身代限の處分を受け未だ辨償の義務を終へざる者瘋癲白痴の者本國內に住居せざる者其他文武官吏及び僧侶等を除くの外は總て其撰舉區内に投票の權利を有せべしとの

被撰舉人の資格

おとなり又被撰候補者の資格に至りては毫も財産上の制限を立てずこの制度は單に撰舉人の資格を存して被選者及びぼさざる主意と知られたり其制度に據れば本國人民にして年齢二拾五歳以上の男子は凡そ何づれの撰舉區を問はず其被撰候補となりて國會議員に撰舉せらるゝを得べし但文武官吏及び僧侶は其撰舉區内に於て被撰候補たるを得ずとす趣あり

撰舉區及び撰舉施行法は各國の憲法中より於ても其大要を示したるまでにして我帝國憲法に於ても右に關する細則に其正條中記載せざる筈と聞きたり是れ立法者が特に注意を加へたるものにして斯る細則は世運人智の



進歩によりて漸次多少の修正を要すべきものなれば憲  
 法中に加へざることを適當なるべく、今獨逸國の撰舉區制  
 度を案定するに聯邦中人口拾万人ある土地より一區を設  
 けて一人の代議士を撰舉するとして一五万人以上の上る  
 とき別の別之を一區とあつて一代議士を出すことを  
 得るの制なり其一例を舉げんに拾四万人の人民ある地  
 方は一代議士を出すに止まれども十六万人の地方に於  
 ては二人に代議士を撰舉するを得べきなり又人口拾  
 万人に満たざる土地も矢張一人の代議士を撰出するこ  
 とを得るが故に同國議院代議士の惣數は二百九十七人  
 なりとの事なり

本邦撰舉區乃立て方お付ての甚だ重要なる關係を生む  
 るが故に我樞密顧問官を始めとして他の法律制定委員  
 等の充分の審議を尽さるゝならんと信ぜらるゝが從來  
 普通の方案に依れば現在の行政區畫即ち一府四十二縣  
 と以て撰舉區と定め大地方へ更に之を四區より小別し小  
 地方は二區より小別する事となるべくとの説あり斯の如  
 く大區中に小區を置くことあれば其小區中より各代議  
 士を撰出することを得るが故に假令政黨競争の熱度を  
 高めたる時に於ても各地方より公平に議員を出すゝと  
 を得べくと雖も若し是等の區畫あかりせば撰舉上は於  
 て甚だ不公平ある結果を生むることゝあるべく今撰舉



一種の方  
案

區の立て方<sub>ニ</sub>關して左<sub>ニ</sub>記載する一種<sub>ノ</sub>方案を得たり  
 議員の撰舉區は各州を以て一已若しくは數區<sub>ニ</sub>分ち人  
 口十万人毎<sub>ニ</sub>議員一人の割合を以て公撰<sub>一</sub>拾万人<sub>ニ</sub>滿  
 たざる端數<sub>五</sub>万人<sub>ニ</sub>滿る分は同く一人を公撰<sub>一</sub>五万人  
<sub>ニ</sub>滿たざる分は之を除くこと<sub>ニ</sub>なり但し一州を成して  
 人口二万<sub>ニ</sub>滿る分は一人を公撰するの仕組とす各州を  
 其人口<sub>ニ</sub>比例して斯の如く議員の數を限り例之ば人口  
 十五万人の地方<sub>ニ</sub>於ては議員二人を撰舉するの制なれ  
 ども人口二万以上の都府<sub>ニ</sub>於ては別<sub>ニ</sub>之を一撰舉區と  
 なし一區二万人以上五万人以下は各一人を公撰<sub>一</sub>五万  
 人已上<sub>十</sub>万人以下は各二人を公撰<sub>一</sub>以上は六万人を増

す毎<sub>ニ</sub>一人を公撰す故に都府中の一撰舉區にして人口  
 十六万<sub>ニ</sub>達する所<sub>ニ</sub>於ては議員二人を選舉するものとを  
 得べし若し又最近の調査<sub>ニ</sub>據りての人口を三千九百六  
 万九千七人と看做し以上の方法<sub>ニ</sub>據らざると各州平均  
 十万人<sub>ニ</sub>付一人とすれば議員の總數三百九拾人となる  
 なり

撰舉區は立て方<sub>ニ</sub>於て立法者は如何<sub>ニ</sub>適當<sub>ニ</sub>此制を設け  
 たりと雖も同區を構成せるもれは其土地の住民なるが  
 故に住民<sub>ニ</sub>政治主義及ひ政黨の團結<sub>ニ</sub>する若し公明<sub>ニ</sub>又  
 堅確<sub>ニ</sub>なるにあらざれば決して正當なる撰舉を遂げ適任  
 代議士を出す<sub>ニ</sub>と能はざるなり撰舉區は代議政治の

正當の撰  
 舉は政黨  
 と主義に  
 よりて成  
 る



土臺にして政治主義の撰擧上此根據なり故に若く此土臺の堅からざる根據に立たざるときには投票上に於て如何し不法不當の結果を生ぜべきかを知らざるべからざる其極金力に依らざれば腕力に訴へ云ふべからざるの弊害を生ぜるに至るべし而して此弊害は我々が將來に豫期する所にあらずして既に過去の経験も又現在に之を目撃し、地方によりては既に一種に習慣となりて牢乎抜くべからざるは積弊となりたるもはもあれば我々が之を芟除するは決して容易の事あらず志士たるものは今より餘程思慮を運らして非常の困難を覺悟せざるべからざる

凡そ撰擧區の關門は極めて堅固ならざるべからず若し區内人民が既に一定せる施政主義を執りて正當なる切符を所有せざる候補者の如きは決して一人たりと雖も區内へ踏み込ましめざる様嚴密に用心すべし然らざれば彼れ無主義無節操に候補者にして是迄政治社會に名もなく功もなき連中が一時狂奔して或も金力を以て區内人民を籠絡せんと欲し、或は單純なる地方人民が是迄官位肩書計りによりて官吏を尊信せし陋習に付け込み多年政府に立ちて御味方主義の大鼓を打ちつゝ他の眞正熱心なる政治家は自から財を抛ち力を勞して辛苦經營せし其時には手を袖ふし傍觀せしれみならざる或は之



撰舉區の  
關門堅く  
守らざん  
ハ籠絡購  
着行はれ  
んとす

を妨害し之を陷擠しながら他人の漸く築き成したる場  
所に向つて一時其結果を收めんと企つる者あるべし  
即ち多年政府は奏任官以上在職して民間は政治社會  
よ何等は機能をかく又聲譽をなき人が一朝職を辭  
して郷里に歸り中立無主義は俗人社會を購着して厚顔  
ましくも代議士の候補者たらんと企つるも者もあるべ  
くんば撰舉區内は人民が唯施政主義によりて高く旗幟  
を翻るがへ堅く陣屋を守りて是等諸人に關入を防が  
ざるべからむ

撰舉施行法の事務は今後地方官に於て新に一種の要務  
となるべし從來府縣會議員の撰舉投票調査の場合に於

獨逸の撰  
舉手續

てすら其手續上に於て種々紛議を生じたる事は既に  
世人は熟知する所なれば國會議員撰舉れ方法手續に至  
りては最も嚴密を加へざるべからむ今獨逸の議員撰舉  
法を案せし各撰舉區中に數個の小區を設け各小區毎  
に撰舉委員一名副委員一名及び書記を置き以て撰舉事  
務を司らしむ此撰舉委員等は皆無給の名譽職にして  
政府の官職を帯びざるも之を以て之に充て各小區に於  
て兼て撰舉人姓名録を調製し投票期日より四週間以前  
小之を交付し若し右姓名録に對して故障を申し述べ或  
ハ正誤を申込まんとするものは之を撰舉委員に通せざ  
るべからむ此等此事より起れる紛議は二週間以内之



を判決するも此とす又凡そ撰舉投票は政府より取極めたる期日に於て全國同時に之を行ふものとて當日撰舉人の白紙に候補者姓名を記るゝ無記名にて之を密封し自から之を投票函に投入す此投票に撰舉委員之を調査し斯く各小區の撰舉委員は各區の投票數を合算の上總投票は過半數を得たるものと當選人とす若し過半數の投票を得ざるものあれば最多數を得たる兩名候補者に付き其一人を撰舉す若し最多數を得たるもの兩名ありて其數相等しき時は抽籤を以て之を定むとあり右の成典によりて之を考ふるを本邦に於て撰舉委員は取り設け方の大抵前例によるものならんと思はるれば

或人の撰  
舉施行法  
私案

を此委員に當るべき人は最も公正にして廉直ならん事を要す今撰舉施行法は私案なりとて世に行はるゝ之を聞くに撰舉區及び其區内の投票區の法律を以て之を設け一撰舉區内多數の投票區に於て投票の多數を得たるものを以て當選人とす凡そ撰舉人名簿の確定及び撰舉の結果に關する故障は裁判所之を判決すとあり又候補者の公示に關して撰舉委員協會組合等が公然に集會及び新聞紙に印刷物等を以て公布公廣の方法により一定の人物に就き撰舉を勸告するを禁じ其他議員候補者は撰舉期日より四週間以前撰舉區内に於て公會を催し新聞紙に廣告し又は印刷物を公布すべき權利を有



せりとす但し右集會及び印刷物に關してハ普通の條例  
によるべき事とせり

議員任期  
の長きに  
失する弊  
害

此他憲法に掲ぐべき要項は代議士の年期と償給ありと  
す、今各國議院の典例を案ぜるに大抵三年乃至四年と  
て其中間に半數改撰を行ふことを以て常例とせり、此年  
期の長短に至りては憲法學士の間を種々の議論ある  
ことにして若し長期は過ぐれば議員をして自然と民間  
の事情に疎く撰舉人に對するの關係ハ漸く薄くなりて  
議政の精神は萎靡し易きの傾きあり且つ代議士たるの  
任を以て一種の定職と心得るの弊を生ぜんとす元來人  
情は始めて撰舉人多數の投票を受け首尾能く代議士と

短きも亦  
得策にあ  
らむ

なりたる時にハ其撰舉人に對し又社會公衆に對して十  
分其力を盡し才を展んと精神を勵まし大は國政大  
体上の利弊を觀察し小は撰舉區内の輿論を察して之を  
代表せんと思想の勃々として胸中に横れりと雖も歳  
月の移るに従ひて此精神もいつとなく衰廢し隨つて撰  
舉人に對するの義務心を減むるが故に年期の長きは過  
ぎたるは決して得策にあらざりとして年期短きは過ぐ  
れハ撰舉人常は改撰の煩雜に堪へざりて議院開會中  
代議士の才能を監察するの時間乏しく又議員其人に  
取りても在任の期淺ければ唯一事件一問題に對して已  
れが所見を吐露するに止まり多年に互れる繼續事業の



利害に至りて十分之に通曉するに間もなくして他人と交代するが如き場合とあるものなれば是又決して得策よあらむ故に四年改撰の如きは先づ其適度を得たるものなるべし此任期及び改撰の事小關して撰舉人と代議士の間一種新規の關係を引き起し撰舉人はいつにても代議士を改撰するあとを得べしとの新案を立てたる説あり請ふ後章に於て之を詳説せん

議員の俸給

次に償給の問題に至りてハ歐米學士論客中ハも種々の議論ありて或と豊かみ之を與ふるを可とし或は之を全廢するを可とするに至りしが今英國の前例は付きて之を察するに第十四世紀の頃ハ於てハ英國の人民すら代

英國の古例

議士となるあとを以て特權とは心得を却りて之を厄介仕事と心得たるが爲め大に議員の數を減したり其仔細如何と云ふは當時英國の一地方より一年一回龍動まで旅行するの費用すら甚ど辨お兼ねる位にして何人をも無給の議員となり自費旅行を好まざりしが撰舉人の餘儀なく右代議士等に向つて相當の給料を拂ひ己れ自から議場に出席して農商業等の損耗を蒙むるよりは寧ろ相當の給料を出して他人を議員に備ひ込む事を以て適當と考ひたり當時代議士等は何程に俸給を受けたりやと云ふに「エドワード三世の頃ハ一日四シリング」金一圓乃至二シリング(金五十錢)位の少額に止まりたり然



れ共撰擧人等は尙ほ此日當を以て多額なりとなり之を減せん事を申し出づるに及びたりしが何分議員總數の多きが爲め千四百六年の國會に於て議員の俸給總額は殆んど五千五百磅(金二万七千五百圓)となり而ふて當時の帝室補助費に六千磅(金三万圓)を納付する位にして双方の金額甚た不釣合となりし事あり斯は如く議員は少額の俸給を得て僅かに議場へ出席せる有様なりしが故に彼の中世時代に當りて黒疫頻りに流行し地方の人口大に減しするに當り「エドワード三世」の僅に議員の半數則ち二百人を招集し若し四百人の全數を招集しさらんは地方の農業に之れが爲め十分の收納を得難し

英國の近代例

とまで心配せし事をありしとぞ近代に至りては英國議員は皆無給なれども論者中には有給の利を説くものなきにあらざる本邦の如きは嘗て代議院の議員は年俸三千圓乃至三千五百圓を置くべしとの方案を立てしものあり或は開會中日當五圓づゝ給付すべしと此方案を立てたるものもありしが現在の有様より之を察するに無給議員の説頻りに行はるゝにも拘はらざる我々は巨額の年俸を與ふるゝと好まざれども相當の旅費日當を給するに至りては至當の處置なりと信ぜらるなり元來代議士たるの智力才力を具ふるものは兼て十分の資力を備ふるもの少なく毎年一回三四ヶ月間づゝ地方より

相應の旅費日當は給すべし



東京に滞在して己れが名譽と責任とに釣り合ふべき職務を盡し且つ交際を結ぶが爲め、千圓内外の雜費を消費するのみならず、地方自宅の業務は一切之を他人に托すべきの損耗は、仮令如何ある政治熱心家たりとも或は一時之に當る事を得べけん、毎年之を持續することへ出來ざるべし故に我々へ適當の金高を定めて旅費日當を給與するの說を賛成せんとす

國憲綱領述義前編終



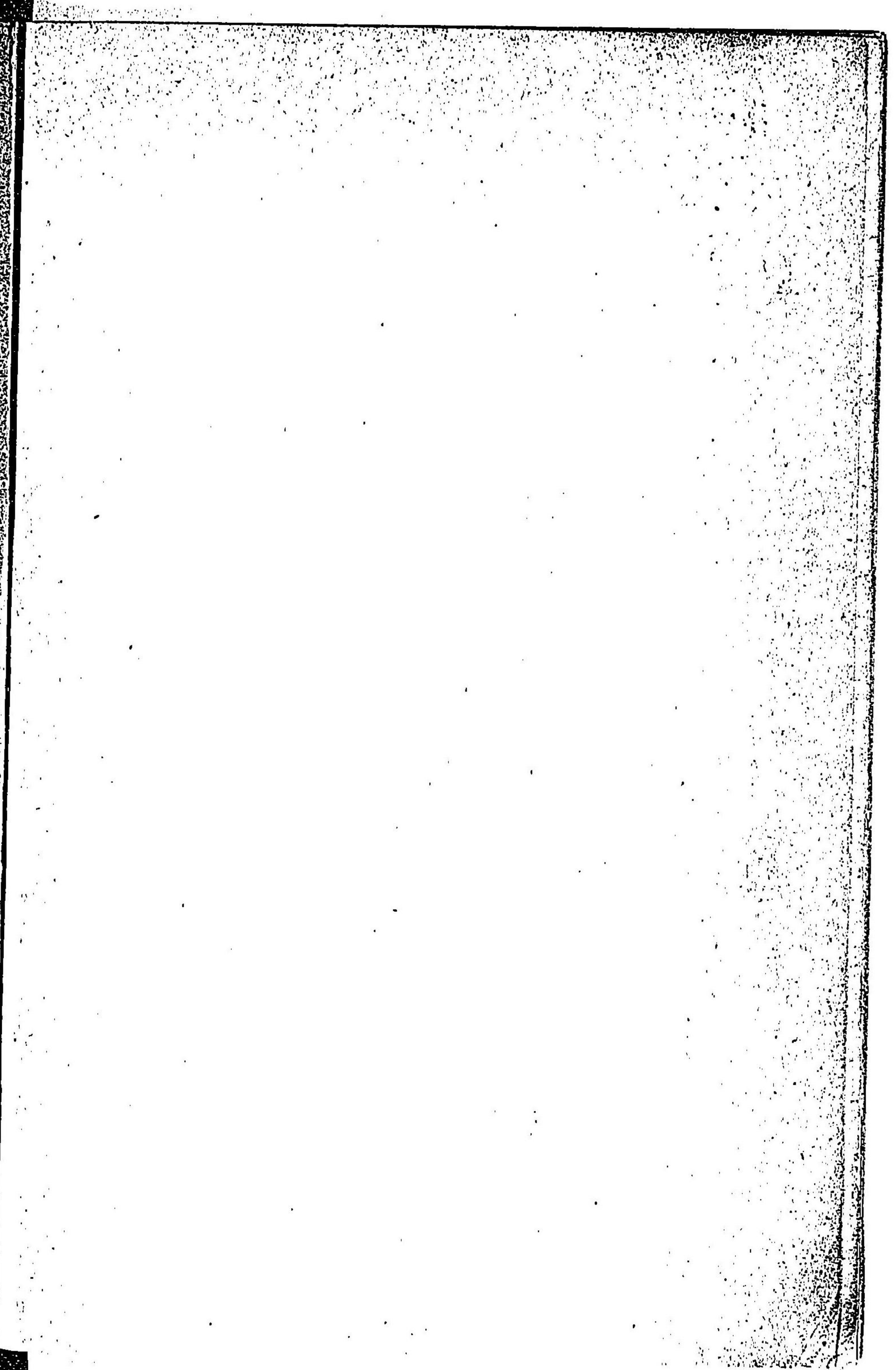
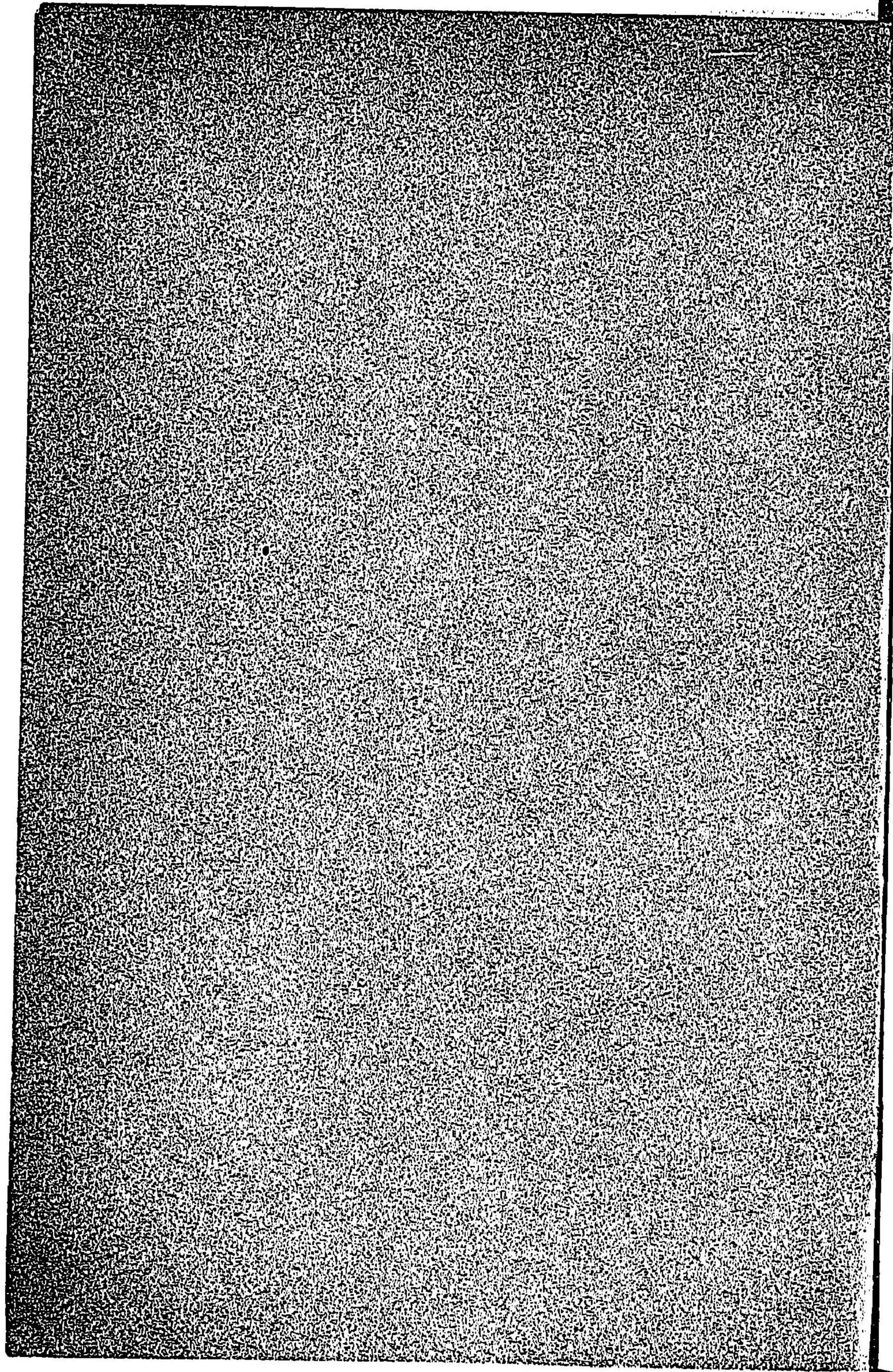
明治二十二年二月五日印刷出版  
同年二月二十日發行

定價金四拾錢

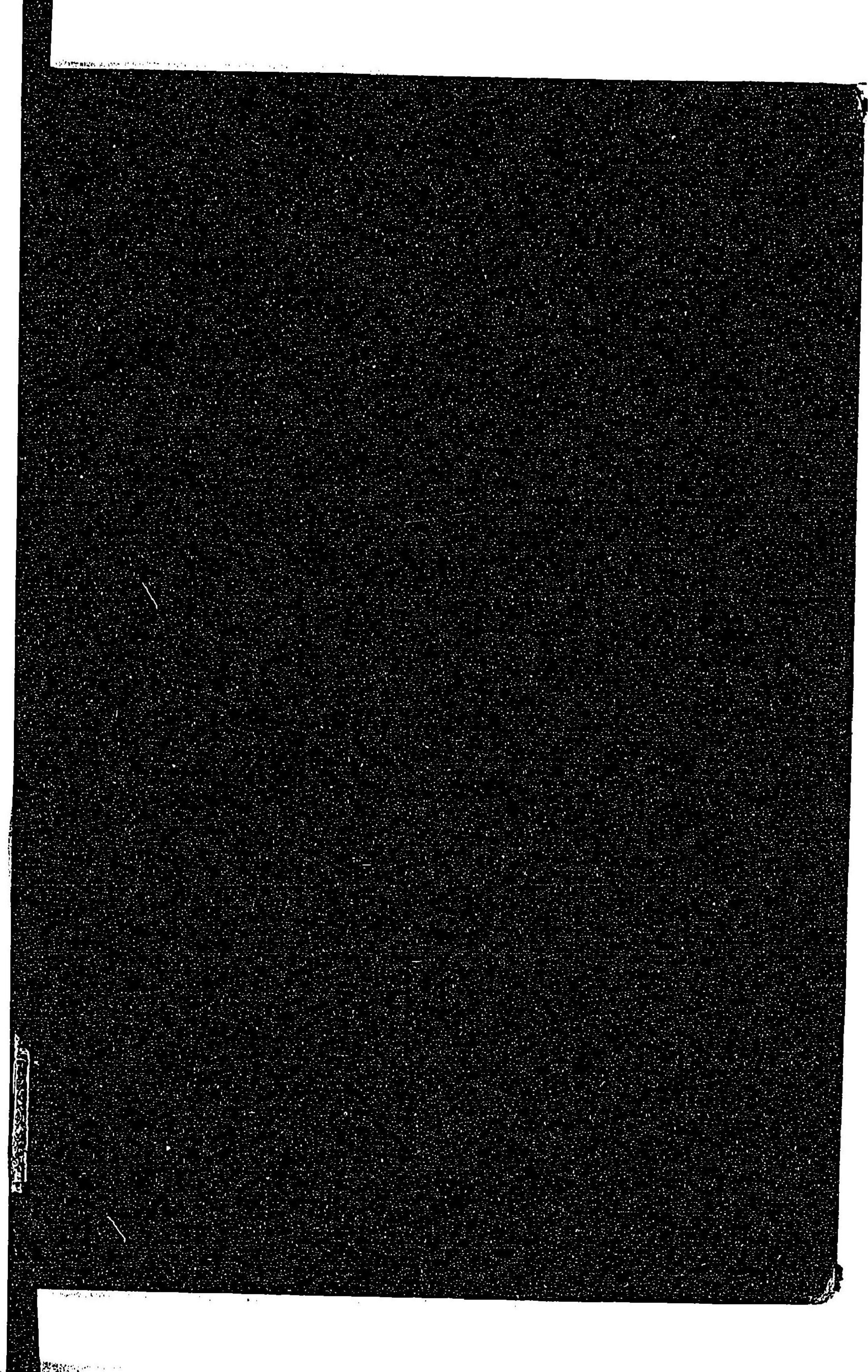


東京本郷區弓町一丁目十八番地  
著作者 久松 義典  
富山縣上新川郡富山東四十物町三十五番地  
發行者 中田 清兵衛  
同縣同郡富山惣曲輪百五十九番地  
印刷 富山日報社  
全縣全郡富山東四十物町  
大賣捌所 中田書店  
東京日本橋區本町三丁目  
同 金 湊 堂  
東京神田區小川町十番地  
同 集成書店











25  
622

031570-000-5

25-622

国憲綱領述義

久松 義典 / 著

M22

BBE-0189

